

REPORT 2023



敦賀信用金庫 の現況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

つるしんの

環境への取り組みをご紹介します

リサイクルちよほど 第20回 **金利が上がる!**

リサイクル定期

昨年基準より1つでも増えれば 満期日に年**0.003% up!!**

資源ごみの回収倍増 増大した金利up!!

教育信用金庫は「この地域とともに」という経営理念のもと、持続可能な社会の実現を目指し「SDGs宣言」を表明しました。「リサイクル定期預金」は環境保護を目的としており、積み続けられるまちづくりの実現に取り組んでいます。

お取扱期間 2023年 **6月1日(木)~11月30日(木)**

対象者 個人・法人の方

預金の種類 スーパー定期預金(期間1年、自動継続)

お預入金額 1口 1円以上 300万円未満

適用利率発表 3市町の資源ごみの量発表後、2024年5月31日店頭に掲示いたします。

2022年4月~2023年3月:計 **3,083.48**ト

商品に関する詳しいお問い合わせはお気軽にお近くの窓口またはフリーダイヤルへ ☎0120-150996

この地域とともに **教育信用金庫**

2023年6月1日現在

第20回 **eco** **ゴミの量減らして金利がアップ!!**

200t以上減少した場合 1000t以上減少した場合
ご契約時の店頭表示金利の**5倍** ご契約時の店頭表示金利の**10倍**

定期預金

3市町燃やせるごみ量比較表 (単位:トン)

月	2020年10月~2021年9月	2021年10月~2022年9月	前年同月対	増減高累計
10月	2,012	1,836	-176	-176
11月	1,863	1,919	56	-120
12月	1,909	1,891	-18	-138
1月	1,643	1,695	53	-85
2月	1,489	1,365	-125	-209
3月	1,897	1,835	-62	-272
4月	1,861	1,803	-58	-330
5月	1,947	1,901	-46	-376
6月	1,985	1,819	-165	-541
7月	1,948	1,867	-81	-622
8月	2,059	2,044	-15	-637
9月	1,905	1,840	-66	-702
合計	22,518	21,815		

教育市(燃やせるごみ(家庭系・事業系・持ち込みの合計))・美浜町(燃やせるごみ(収集分・持ち込み分の合計))
若狭町(燃やせるごみ(燃やせるごみ(収集分・持ち込み分の合計)))

クールビズ **クールビズ** **実施中**

勤務中は **ノネクタイノ上着**とさせていただきます

冷房温度を **28℃以上**に設定しております

私たちは、地球温暖化防止への取り組みとしてクールビズを実施いたしております。なにとぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

この地域とともに **教育信用金庫**

第21回 **eco** **ゴミも減らして金利がアップ!!**

200t以上減少した場合 1000t以上減少した場合
ご契約時の店頭表示金利の**5倍** ご契約時の店頭表示金利の**10倍**

定期預金

お取扱期間 2022年12月1日(木)~2023年5月31日(水)

200t以上減少した場合 ご契約時の店頭表示金利の**5倍**

1000t以上減少した場合 ご契約時の店頭表示金利の**10倍**

商品に関する詳しいお問い合わせはお気軽にお近くの窓口またはフリーダイヤルへ ☎0120-150996

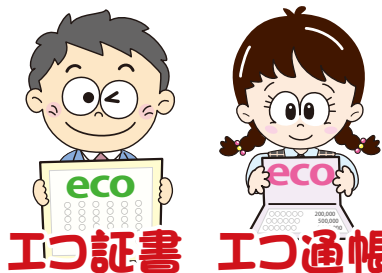
この地域とともに **教育信用金庫**

2023年12月1日現在



建物照明のLED化

(本店、美浜、三方、栗野・金山支店)



エコ証書

エコ通帳

目次

ごあいさつ	1
経営理念	2
経営方針	2
行動指針	2
内部管理基本方針	3 ~ 4
リスク管理体制について	4 ~ 6
コンプライアンス（法令遵守）体制について	6 ~ 7
金融ADR制度への対応	7
顧客保護等管理方針	7
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー	7 ~ 8
利益相反管理方針の概要	8
個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	9 ~ 10
金融商品に係る勧誘方針	11
保険募集指針	11
金庫の主要な事業の内容	12
トピックス	13
事業の組織	14
役員等一覧	14
会計監査人の名称	14
役職員の報酬体系	15
総代会制度について	16
総代とその選任方法	17
総代が選任されるまでの手続きについて	18
総代名簿	19
通常総代会の決議事項	19
敦賀信用金庫の歩み	20
預金商品のご案内	21
融資商品のご案内	22
その他業務のご案内	22
各種サービスのご案内	23
信金中央金庫について	23
金庫及びその他子会社等の概況	23
キャッシュコーナーのご案内	24
キャッシュコーナーご利用手数料	25
地域貢献ディスクロージャー	26 ~ 30
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	31 ~ 34
〔資料編〕	
事業の概況	35
主な経営指標の推移	35
貸借対照表	36 ~ 43
損益計算書	44 ~ 45
剰余金処分計算書等	46
事業の状況	
預金	47
貸出金	48 ~ 49
信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	50
有価証券	51 ~ 53
退職給付会計	53
損益の状況	54 ~ 55
単体における事業年度の開示事項	
(1) 自己資本の構成に関する事項	56 ~ 57
(2) 自己資本の充実度に関する事項	58 ~ 59
(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	59 ~ 61
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	62
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	62
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	63
(7) 出資等エクスポージャーに関する事項	64
(8) オペレーショナル・リスクに関する事項	65
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	65
(10) 金利リスクに関する事項	65 ~ 66
主な手数料一覧	67 ~ 68
信用金庫法施行規則等に定める開示項目一覧	69 ~ 70
店舗及び現金自動機一覧	71
営業エリア	71



窓辺の風鈴が爽やかな涼みを響かせる今日この頃、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

ここに、令和4年度(第92期)の営業の概要と決算の状況についてご報告を申し上げるにあたり、日頃のご愛顧に対しまして心から厚くお礼申し上げます。

さて、今期の国内経済は、新型コロナ・オミクロン株(以下、コロナ)感染急拡大に伴い適用されていた「まん延防止等重点措置」が3月に全面解除されると、マスク着用基準の緩和方針表明や旅行喚起策への財政支援のほか6月には外国人観光客の短期滞在入国制限が緩和されるなど徐々にウィズコロナの経済活動が動き出しました。特に所謂「インバウンド」は年末以降増加傾向にあり足元ではクルーズ船の国内寄港も始まっています。

一方、ロシアのウクライナ侵攻に伴う食料・エネルギー価格高騰に加え、相次ぐ欧米の政策金利引上げにより日米の金利差が拡大し元々円安傾向が続いていた円は10月に151円/\$まで下落、これにより食材・食品等の輸入価格が上昇し個人消費に大きなダメージを与えました。また、6月以降は梅雨や台風による水害・土砂災害が各地で発生、さらに、比較的大きな地震が九州・東北・北陸・北海道で発生し被害が出ました。このほか、6月以降関東地方を襲った40度を超える猛暑や12月の大雪による国道8号立ち往生など昨年に続き自然災害により多くの被害が発生しました。

当地経済も、これまで同様多くの事業者がコロナの影響を受けており、当金庫が令和4年9月に実施した「企業業況アンケート」の結果によれば売上減少は全業種に亘り、特に飲食、宿泊、卸小売業では売上減少30%以下が58%、30%以上が11%と69%の事業所が影響を受けており、「業況」「売上」「収益」BSIは依然としてマイナス圏にあります。また、敦賀商工会議所が令和4年12月に実施した「敦賀市内景気動向観測等調査」でも原材料の高騰に加えコロナの影響により引続き各種BSIはマイナス圏にあります。然し乍ら、何れの調査も前回比では改善傾向にあり、特に「今後の売上予想」BSIは1.45%と景気回復に明るさが見える結果となりました。

この様な環境下、当期の預金は、個人及び法人預金の増加が寄与し、期末残高は1,538億円、前期比37億円、2.52%の増加、期中平残は1,542億円、前期比47億円、3.20%の増加となりました。貸出金は、手形貸付、証書貸付及び当座貸越が増加したことから期末残高は483億円、前期比10億円、2.13%増加、期中平残は477億円、前期比△5億円、1.22%の減少となりました。

収益面では、貸出金利息は減収しましたが有価証券利息配当金が増収となったことから資金運用収益は増収となり、業務収益は前期比43百万円の増収になりました。その他経常収益が減収となったことから、経常収益は前期比14百万円の減収となりました。費用について、預金平残は増加しましたが、利回り低下により資金調達費用は減少しました。経費は減少しましたがその他業務費用の増加により業務費用は前期比77百万円の増加となりました。貸倒引当金繰入減少によりその他経常費用が減少したことから経常費用は前期比145百万円の減少、この結果、経常利益は前期比131百万円の増益となる258百万円となりました。業務純益は業務費用の増加により435百万円となりました。

以上の結果、当期純利益は、前期比77百万円の増益となる191百万円となりました。

財務体質の健全性を示す自己資本比率は、前期比0.26ポイント上昇し11.79%となり引続き健全性維持に問題のない水準であると考えております。

「つるしん支援力の強化と変革への挑戦3か年計画」の最終年度となる令和5年度は、地元事業者や地域住民の拠り所となる金融機関を目指し収益力強化、コンプライアンス強化を図るほか、「事業承継、事業回復のための本業支援、経営改善支援に向け経営者に寄り添う“伴走型支援”に取組むこと」を最重要課題と位置づけ取組んでまいります。また、引続き外部機関・専門家等と連携し事業性評価の取組みを強化するなど「中小企業の支援」に取組みます。

何卒、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和5年7月

理事長 坊 栄二

経営理念

『この地域とともに』

中小企業ならびに一般家庭の身近な地域金融機関として、お客様の事業や生活設計に役立つ信用金庫を目指し、地域経済の発展に尽くします。

経営方針

1. 経営基盤の拡充を図るとともに、健全経営を堅持します。
2. お客様の繁栄と地域の発展のため、金融サービスの強化を図ります。
3. コンプライアンスのもと、創造力ゆたかで活力溢れる人材を育てます。

行動指針

1. 原点に回帰 …… 相互扶助精神で小口の裾野金融を
2. 変化に対応 …… 社会環境の進展に即した金融機能を
3. 地域に浸透 …… 地域との絆を深め協働して社会繁栄を

内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法及び信用金庫法施行規則に基づき、以下のとおり、当金庫の業務の適正を確保するため、次の内部管理体制(以下、「内部管理」という。)の整備に取り組み、継続的にその実効性の確保に努める。

〔法令等遵守体制〕

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、当金庫の公共的使命と社会的責任等を基本とした「敦賀信用金庫企業倫理」及び「法令等遵守に関する規程」を定め、その徹底をはかる。
 - (2) 法令等遵守の具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を、また、法令等遵守を実現させるための具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
 - (3) 法令等遵守に関する統括管理部署を設置し統括管理責任者を置くとともに、本部各部署及び営業店の長をコンプライアンス監督指導者とし、統括管理部署と連携して、コンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努める。また、法令等遵守態勢の整備を図るためコンプライアンス委員会を設置する。
 - (4) 内部監査部署は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、必要に応じて被監査部署に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証するとともに、その結果を理事会等に報告する。
 - (5) 公益通報者保護の窓口として、職員等がコンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接通報・相談を行うことができる窓口を統括管理部署に設ける。

〔情報管理体制〕

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
理事の職務の執行に係る情報として理事会、常務会、その他重要な諸会議について議事録及び稟議書等を作成し、文書保存規程に基づき適切に保存・管理する。

〔リスク管理体制〕

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 適正な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理諸規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を策定する。
 - (2) 適正な統合的リスク管理を実現するため、当金庫全体のリスクを統合的に管理する部署(以下、「統合的管理部署」という。)、及びリスクカテゴリー毎に主管部署並びに担当部署を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保する。
 - (3) 統合的管理部署は、常勤理事や本部部門長が出席する「リスク管理会議」を定期的で開催し、リスクの状況を報告・協議するとともに、経営に重大な影響を与える事案については理事会に報告する。
 - (4) 内部監査部署は、リスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を常務会及び理事会に報告する。
 - (5) 大規模自然災害、重大なシステム障害などの不測の事態の発生時に生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、「危機管理対応計画書」に役職員の対応を定め、平時より危機管理態勢の整備に努める。

〔理事の職務の執行体制〕

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 理事会と常務会を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、その運営及び付議事項等を「理事会規程」、「常務会規程」に定める。
 - (2) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、理事会を原則月1回定期的で開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
 - (3) 理事会は、経営理念、経営方針、事業運営方針、業務・態勢に係る基本方針等を定め、より具体的な対応は各種委員会及び担当理事等が執行し、理事会付議事項以外の重要な案件は常務会の判断に委ねる。

〔監事の職務の補助及び補助する職員の独立性並びに当該職員に対する指示の実効性〕

5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項及び当該職員の理事からの独立性並びに当該職員に対する指示の実効性に関する事項
 - (1) 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、代表理事は監事と協議のうえ、監事を補助すべき職員を配置する。
 - (2) 監事を補助すべき職員の配置に当たっては、キャリア等を十分に考慮する。
 - (3) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令のみに従い、理事の指揮命令を受けないこととする。

- (4) 監事の職務を補助すべき職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分等の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

〔理事及び職員等の監事への報告体制〕

6. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- (1) 理事及び職員(以下、「理事等」という。)は、理事会その他監事の出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況の報告を行う。
 - (2) 理事等は、当金庫に著しい損害を及ぼす事実等、当金庫に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監事に報告を行う。
 - (3) 監事は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて理事等に対して説明を求めることができる。

〔前項の報告を行った者の身分の保護等〕

7. 前項の監事への報告を行った者が、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当金庫は、公益通報者保護規程に基づき、監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行うことを禁止し、当該規程の内容を当金庫の役職員に周知する。
 - (2) 当金庫は、前号の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
 - (3) 公益通報者保護規程において、監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならない旨を規定する。
 - (4) 前号の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報者保護規程や就業規則等に則り厳格な処分を行う。

〔監事の職務執行に係る費用等の処理等〕

8. 監事の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - (2) 当金庫は、不祥事発生時等において、監事が外部の専門家(弁護士、公認会計士等)を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要なと認められる場合を除き、その費用を負担する。
 - (3) 当金庫は、当金庫の経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、予め監事の同意を要するものとする。
 - (4) 当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

〔監事監査〕

9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監事は、「監事会規程」及び「監事監査基準」に基づく、理事会その他重要な会議への出席、及び内部監査部署・会計監査人等との関係を通じ、適正な監査の実施に努める。
 - (2) 監事会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。
 - (3) 代表理事は、監事の要請に基づき監事会に出席し、業務執行の状況についての説明や監事監査の環境整備等について意見交換を行う。

リスク管理体制について

金融の自由化や情報処理・通信技術の進展など、金融機関を取り巻く環境は大きく変化し、取扱い業務や金融サービスも多様化する一方、金融機関の抱えるリスクは急激に複雑化、多様化しております。

こうした金融環境のもと、当金庫はリスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「リスク等管理方針」、「各リスク管理規程」等を定め、同方針・規程等に基づく、「リスク管理会議」等を開催しているほか、リスク管理の統括部署として総合企画室を設け、リスク管理体制の強化・充実に努めております。

統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理とは、金融機関の直面する各種リスクを個々に管理しているものを総合的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と比較・対照することで、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫は、さまざまなリスクを統合的に管理するため、「リスク管理の基本方針」、「統合的リスク管理規程」、「各種リスク管理規程」等を定めております。

また、年度毎に「リスク管理行動表」を定め、各リスク管理主管部署・担当部署より「リスク管理会議」、「ALM会議」等で報告を行い、リスク管理手法等の充実に努めております。

信用リスク

信用リスクとは、お客さまの財務状況の悪化等により、貸出金の元本の回収や利息の徴求が困難となって、金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性の維持・向上を図るため、貸出業務の基本的な定義等を明示した「信用リスク管理規程」を制定し、「融資役席者会議」等で役職員に遵守を促すとともに、信用リスクを認識する管理態勢の構築に努めています。

また、信用リスク管理の状況については、「リスク管理会議」、「融資常務会」等で経営陣に対する報告態勢を整備しております。

市場関連リスク

市場関連リスクとは、金利、株価、為替などの変動により、保有する資産(オフバランス資産含む)の価値が変動し損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、市場取引における市場関連リスクの管理方法を定め、リスクを適正に把握し、これを当金庫として取り得る許容範囲内に収めるとともにリスク管理による適切な収益確保を図っております。このため「資金運用報告書」、「ALM会議」、「リスク管理会議」等により経営陣に報告を行う態勢を整備しております。

流動性リスク

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること等によって損失を被る「市場流動性リスク」と、財務内容の悪化等により必要な資金の確保が困難となったり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたりする「資金繰りリスク」をいいます。

当金庫は、安定した資金繰りを行うため調達・運用の状況を「流動性リスク管理表」、「資金繰り表」等に的確に把握し、円滑な資金繰りに努めております。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、事務リスク、システムリスク、評判リスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスクという幅広いリスクとして捉え、複雑化、多様化するリスクに対する管理態勢の構築に努めております。

【事務リスク】

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事務上のミスや不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、内部規程・マニュアルの整備、職員指導の実施、内部監査の強化により、日常業務における事務ミスの未然発生防止や役職員による不正防止に努めております。

【システムリスク】

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害や誤作動、システムの不備、コンピュータの不正利用等により、損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、主要業務(預金・融資・為替)は「一般社団法人しんきん共同センター(西日本センター)」に加盟しており、同センターのシステム体制により障害や災害等の対応のための整備が図られています。また、情報資産保護に関する基本方針(セキュリティーポリシー)・個人情報保護方針等を策定し、お客さまのデータ保護等に関する管理体制の充実に努めております。

【評判リスク】

評判リスクとは、金融機関の資産の健全化や収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性などの評判を形成する内容が劣化し、お客さまから見て金融機関への安心度、親密度が損なわれることにより、評判が低下するリスクをいいます。

当金庫は、評判リスクの適正な管理を行うため「評判リスク管理要領」等を定め、経営の維持・安定を図るよう努めております。

【法務リスク】

法務リスクとは、金庫経営、金庫取引にかかる法令・金庫内規程等に違反する行為やその恐れのある行為が発生することで信用の失墜を招き、損害を被るリスクをいいます。

当金庫は、「敦賀信用金庫行動綱領」、「コンプライアンス・プログラム」、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、各部室店にコンプライアンス監督指導者を配置し、法令等遵守態勢の強化を図り、「コンプライアンス実施計画書」に基づき職員のコンプライアンス意識の向上に努めております。

【人的リスク】

当金庫における人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、差別的行為（セクシャルハラスメント等）等から生じる損失・損害をいいます。

当金庫は、「就業規則」、「コンプライアンス・マニュアル」等の厳格な運用により対応を図っております。

【有形資産リスク】

当金庫における有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害をいいます。

当金庫は、火災保険等損害保険の加入により、これらに備えております。

コンプライアンス（法令遵守）体制について

「コンプライアンス」とは、法令や内部規程等及び社会倫理・道徳などの社会的規範を遵守することをいいます。

当金庫は、業務の健全性および適切性を確保するため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つとして位置付け、企業倫理の確立とコンプライアンス態勢の充実、強化を図るため、「法令等遵守方針」を制定しております。

具体的には、年度毎の実践計画として、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、これに基づき研修等を実施し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

日常業務では、総務部を「コンプライアンス統括管理部署」とし、本部各部室長ならびに営業部店長を「コンプライアンス監督指導者」に任命し、コンプライアンスの啓蒙・徹底に努めております。

また、金融商品などの勧誘に際しても、説明責任の徹底と適合性の原則等に則った勧誘方針を策定し、適正な勧誘の確保を図り、お客さまの利益保護に努めております。

敦賀信用金庫行動綱領

【信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任】

1.信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

【質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献】

2.経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

【法令やルールの厳格な遵守】

3.あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

【地域社会とのコミュニケーション】

4.経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

【従業員の人權の尊重等】

5.従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

【環境問題への取り組み】

6.資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

【社会貢献活動への取り組み】

7.信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

【反社会的勢力との関係遮断】

8.社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は71ページ参照）または、総務部（電話：0770-22-9430）にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、東京三弁護士会【東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）】の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

顧客保護等管理方針

当金庫はお客様の自由な意思を尊重し、その資産、情報およびその他の利益を保護するため、以下の事項について誠実に取組み、お客様の信頼に添えてまいります。

1. 当金庫は、法令やルールを適正に遵守し、社会規範に則り、誠実且つ公正な企業活動を遂行します。また、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取組みを行ってまいります。
2. 当金庫は、お客様への説明を要する全ての取引や商品について、そのご理解や経験・資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
3. 当金庫は、お客様からのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるように努めてまいります。また職員への教育・研修に努めてまいります。
4. 当金庫はお客様の情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱やお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。またお客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流失・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
5. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう努めてまいります。

○本方針の「お客様」とは、「当金庫で取引されている方および今後取引を検討されている方」をいいます。

○本方針の「お客様への説明を要する全ての取引」とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客様と当金庫との間で行われる全ての取引をいいます。

マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策ポリシー

当金庫は、マネー・ローndリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針
理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。
2. 管理態勢
当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は総務部とし、総務部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組めます。
3. リスクベース・アプローチ
リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
4. 顧客の管理方針
適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また、取引時の記録等から定期的な調査・分析を行い、対応策を見直します。
5. 疑わしい取引の届出
営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。
6. 資産凍結の措置
テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。
7. 役職員の研修
継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. 実効性の検証
マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本管理方針および当金庫が定める顧客保護等管理規程に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」という。)し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象といたします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理いたします。
 - ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証いたします。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

敦賀信用金庫
〒914-8688 福井県敦賀市本町1丁目11番7号
理事長 坊 栄二

2022年11月4日

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人番号等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
＜例＞顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
＜例＞運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用目的を明確にして個人情報の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取
得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日など
の個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況
など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- お客様の情報は、
 - ① 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ② 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
 - ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ④ 電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- 当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外には利用しません。個人番号については、
法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、
取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提
供することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

【業務内容】

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- ② 公共債・投信販売業務、保険販売業務、信託業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する
業務
- ③ その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

【利用目的】

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で
第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に
遂行するため
- ⑧ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

【法令等による利用目的の限定】

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報
は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別な
非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑦預貯金口座付番に関する事務

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

- 当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求（第三者提供記録の開示も含まれます。）があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様からの個人情報の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店または下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

- 当金庫は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8. の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客様から同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示しし、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

- ※ 同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組めます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】 敦賀信用金庫 コンプライアンス担当部署（総務部）
住所：〒914-8688 福井県敦賀市本町1丁目11番7号 電話番号：0770-22-9430

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、以下の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険※・一時払終身(養老)保険※・住宅関連の長期火災保険・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険」を除く保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。(※の保険商品は、個人契約の場合のみ(以下同じ。))
 - (1) 保険契約者・被保険者が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている保険商品をお取扱できません。
 - ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
 - ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
 - (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身(養老)保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品(医療保険等)」の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。
 - ・生存または死亡に関する保険金額等: 1,000万円
 - ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ① 診断等給付金(一時金形式): 1保険事故につき100万円
 - ② 診断等給付金(年金形式): 月額換算5万円
 - ③ 疾病入院給付金: 日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】 ※合計1万円
 - ④ 疾病手術等給付金: 1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】 ※合計40万円
- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容及び各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携して対応させていただくことがございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。
また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。
敦賀信用金庫 総務部 電話番号:0770-22-9430 [受付時間:当金庫営業日の9時~17時]

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記 1～3 の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は、有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、日本銀行、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、東日本建設業保証株式会社、日本酒造組合中央会、一般社団法人しんきん保証基金、一般社団法人全国石油協会、独立行政法人福祉医療機構
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - (9) 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)。
信金中央金庫
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
 - (14) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫施行規則で定めるもの(5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - (15) 金融等デリバティブ取引(5)及び(13)に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - (16) 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記 4 により行う業務を除く。)
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法(平成 7 年法律第 105 号)第 275 条第 1 項により行う保険募集
 - (2) 確定拠出年金法(平成 13 年法律第 88 号)により行う業務
 - (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - (4) 電子記録債権法(平成 19 年法律第 102 号)第 58 条第 2 項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

トピックス

- 令和4年 4月 ● 店舗運営の効率化を目的として、松原支店を中央町支店のサテライト店舗として営業開始しました。
- 令和4年 5月 ● 職域契約先専用商品サポートローン「オアシス」、フリーローン「フィット」のWEB申込みの取扱いを開始しました。
● 住宅ローン「プレミアム」の発売を開始しました。
● 敦賀市内店舗において「(新型コロナ対策事業) 中小企業者事業継続支援給付金」受付を開始しました。(～8月末)
- 令和4年 6月 ● 「第19回リサイクル定期預金※1」の発売を開始しました。
- 令和4年 8月 ● 県内信用金庫と福井銀行によるATM相互入金の取扱いを開始しました。
● サイバーセキュリティ対策として電子メールセキュリティシステムを導入しました。
- 令和4年 9月 ● 中小機構(金沢キャンパス)と連携し、飲食店経営者等を対象とした「新幹線延伸のチャンスを活かす! 飲食業のための繁盛店づくりセミナー」を開催しました。(計3日間)
- 令和4年10月 ● 福井県下4信用金庫統一ボランティア活動「しんきんクリーン作戦」において敦賀市・美浜町・若狭町(旧三方町)の各駅を清掃しました。
● 敦賀市と連携し、健康支援アプリ「敦とんあるこ」に係るポイント事業として、敦賀市内の飲食店にて利用できるクーポン券プレゼント企画「飲食店応援杯」に組み込みました。
- 令和4年11月 ● SDGsの取組みの一環として、手数料の新設・改定を行いました。
● 手形・小切手の電子化開始に伴い電子交換所に参加しました。
- 令和4年12月 ● 「第21回エコ定期預金※2」の発売を開始しました。
当金庫創立90周年記念事業として、“当地の未来を担う子供たちの学校教育環境の充実”を目的に、敦賀市・美浜町・若狭町へ寄付を致しました。
- 令和5年 1月 ● 2021年1月以降に開設された口座で、2年以上未利用等の口座に対する未利用口座管理手数料の取扱いを開始しました。
- 令和5年 2月 ● 「敦賀まちゼミ」参画事業、セミナー「親子で学ぶお金の大切さ」を開催。小学生親子20名が参加しました。
● 顧客利便性向上として、土曜日の各種オンラインサービスの時間を延長しました。
- 令和5年 3月 ● 「マネーロンダリング及びテロ資金供与対策」への取組みの一環として、お客様情報確認のご案内の郵送を開始しました。
● 「リサイクル定期預金」発売期間中の増加額に応じた一定割合を、環境保護を目的として敦賀市・美浜町・若狭町に寄付をしました。
● 海外クルーズ船 ウエステルダム敦賀寄航にあたり「おもてなしワークショップ」に5名がボランティア参加しました。

※1 リサイクル定期預金

敦賀市・美浜町・若狭町の資源ゴミの増加度合いによって金利が上乗せされる定期預金

※2 eCO(エコ)定期預金

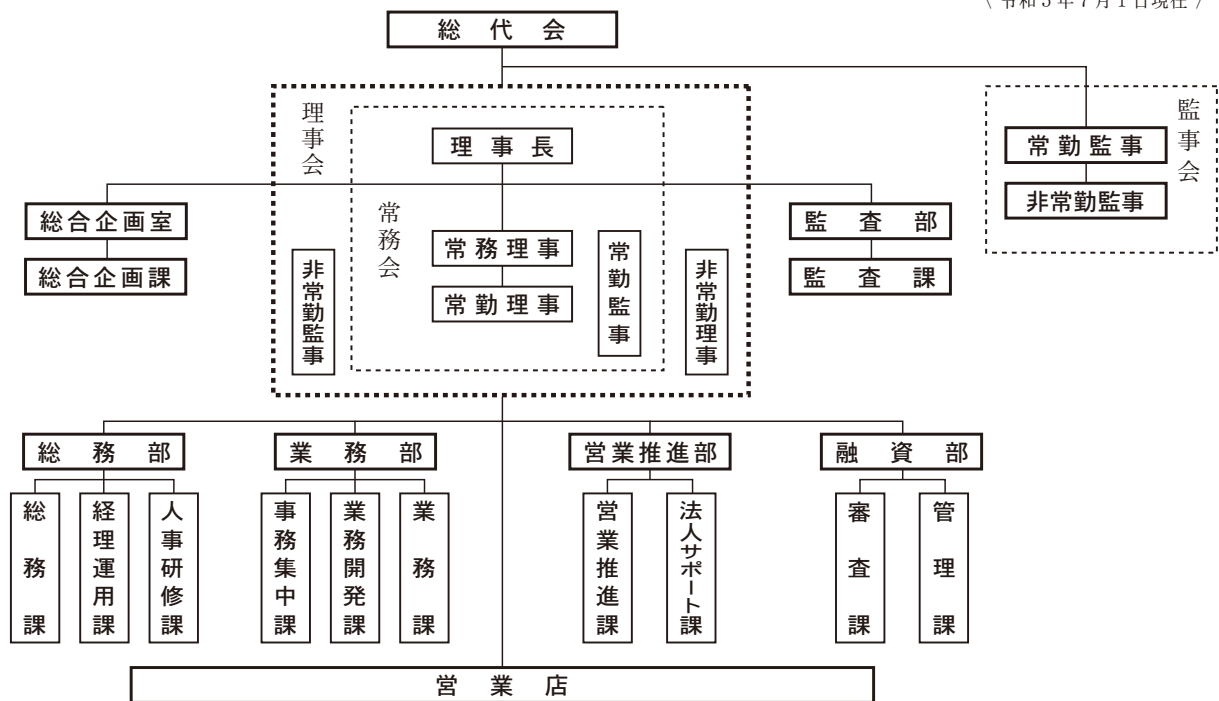
敦賀市・美浜町・若狭町の燃やせるゴミの減少度合いによって金利が上乗せされる定期預金

年金相談会

令和4年度中 12回開催 (78名参加)

事業の組織

（令和5年7月1日現在）



役員等一覧

（令和5年7月1日現在）

理事長 (代表理事)	坊 栄 二	常勤監事	梅 木 智 巳
常務理事 (代表理事)	長 岡 章 将	監 事	西 浦 茂 之
常務理事 (代表理事)	島 崎 利 治	員外監事	桑 村 典 之 <small>(※2)</small>
常勤理事	高 岸 裕		
常勤理事	松 中 尚		
常勤理事	西 部 拓		
理 事	小 森 英 雄 <small>(※1)</small>		
理 事	刀 根 莊 兵 衛 <small>(※1)</small>		
理 事	徳 本 達 郎 <small>(※1)</small>		

（※1）理事 小森 英雄、刀根 莊兵衛、徳本 達郎は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

（※2）監事 桑村 典之は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

出資総額・総口数・会員数・配当率の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
出資総額 (百万円)	263	263	263	265	266
総口数 (口)	527,224	527,974	527,974	531,244	533,344
会員数 (人・社)	7,016	6,980	6,772	6,601	6,481
配当率 (%)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

職員数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
職員数 (人)	99	95	94	94	89
男子	63	59	58	55	50
女子	36	36	36	39	39
平均年齢 (才)	39.5	39.4	39.2	38.9	38.9
平均勤続年数 (年)	17.7	17.2	17.4	17.3	17.4

会計監査人の名称

（令和5年7月1日現在）

EY新日本有限責任監査法人

役職員の報酬体系

＜報酬体系について＞

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

*本項目における計数は全て単位未満を切り捨てて表示しております。(単位：百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	103

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」76百万円、「賞与」13百万円、「退職慰勞金」13百万円となっております。

なお、「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

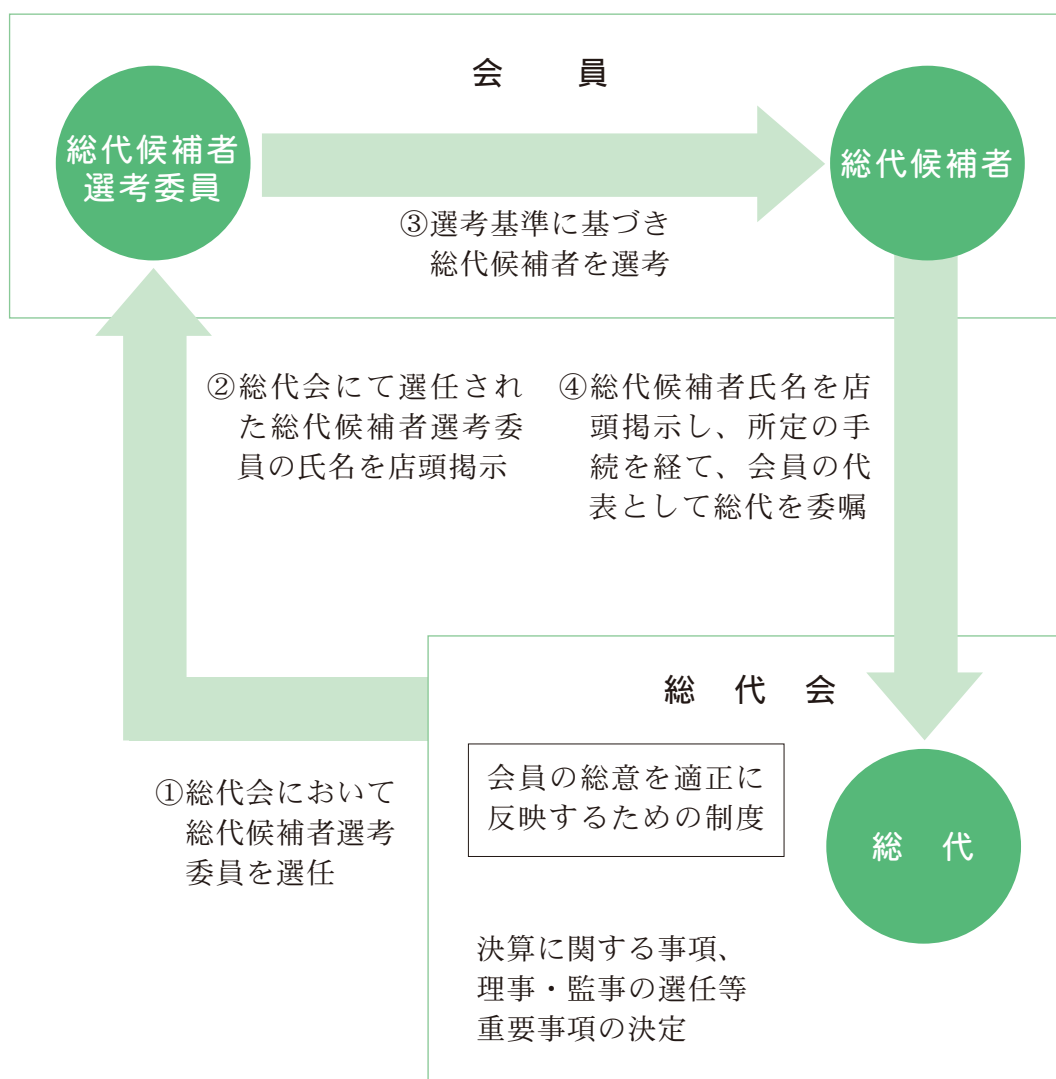
総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数・定年

- ・総代の任期は当金庫「定款」に、定数は「定款」及び「総代の選任区域および定数に関する規定」に定められております。
 - ・総代の任期は3年です。また、定年は満75歳です。
 - ・総代の定数は60人以上90人以下の範囲で会員数に応じた選任区域ごとの総代人数を定めており、現在の総代定数は65人です。
- 令和5年3月末現在の総代数は65人で、会員数は6,481人です。

(令和5年3月31日現在)

選任区域	会 員 数			総代定数
	個 人	法人等	合 計	
1 区 北・東浦・東郷地区	720	132	852	9
2 区 西・南・中郷・愛発地区	1,102	238	1,340	15
3 区 松原・西浦地区	1,038	215	1,253	13
4 区 栗野地区	1,270	178	1,448	13
5 区 美浜地区	777	122	899	10
6 区 三方上中郡若狭町・ 上中町以西・南条郡など	595	94	689	5
合 計	5,502	979	6,481	65

※合計欄には「その他の地区」を含んでおります。

・総代の属性別構成比

(令和5年3月31日現在)

職業別	法人・法人代表者など(95.4%)、個人事業主(4.6%)
年代別	70代以上(16.9%)、60代(38.5%)、50代(29.2%)、40代(15.4%)
業種別	建設業(35.4%)、卸・小売業(32.3%)、製造業(9.3%)、サービス業(7.7%)、飲食業(6.2%)
	旅館業(4.6%)、医療・福祉業(1.5%)、運輸・郵便業(1.5%)、不動産業(1.5%)

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

(注) 総代候補者選考基準

① 資格要件

- ・当金庫の会員であること

② 選考基準

- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい見識を有している方
- ・金庫の理念をよく理解し、金庫との取引が良好であること
- ・地域の情報に通じ、金庫に対する協力者であること
- ・事業者の場合は、経営内容が良好であること
- ・その他総代選考委員が適格と認めた方

総代が選任されるまでの手続きについて

地区を6区の選任区域に分け、会員数に応じて各選任区域ごとに総代の定数を定める。

①総代候補者選考委員の選任

総代会の議決により、選任区域ごとに会員のうちから選考委員を委嘱

選考委員の氏名を店頭に掲示

②総代候補者の選考

選考委員が総代候補者を選考

理事長に報告

総代候補者の氏名を1週間店頭掲示

前記掲示について当金庫ホームページに公告

異議申出期間（公告後2週間以内）

③総代の選任

・選任区域の会員から異議がない場合
または
・異議の申出が選任区域の会員数の
1/3に達しない総代候補者

・選任区域の会員数の1/3以上の
会員から異議の申出があった場合、
当該総代候補者は選任されない

当該総代候補者が選任区域
の総代定数の1/2以上

当該総代候補者が選任区域
の総代定数の1/2未満

他の候補者を選考

欠員（選考を行わない）

（上記②以下の手続を経て）

理事長は総代に委嘱

総代の氏名を店頭で1週間掲示

総代名簿

(令和5年3月31日現在)

1区	河原 継男 ⑥ 福地 礼造 ⑥	小林 利一 ④ 増田 貴 ①	小森 英雄 ⑥ <small>〔小森商事(株)〕</small> 宮川 孝 ⑥	高橋 一郎 ⑤ 山本 優 ⑤	中井 美朗 ⑤
2区	池端 武司 ⑥ 徳本 泰弘 ⑥ 西浦 茂 ⑤	岩井 誠 ⑦ 刀根 荘兵衛 ⑩ 新田 茂夫 ②	打它 将 ① 中村 孝男 ⑥ 平井 克彦 ①	篠原 秀和 ① 中村 紀明 ⑦ 文室 進 ⑤	谷口 清治 ① 名子 央 ① <small>〔(有)なご呉服店〕</small> 宮元 武利 ① <small>〔(株)ミヤゲン〕</small>
3区	江村 洋 ① 下西 幸雄 ① <small>〔(有)下西農園〕</small> 島 聖史 ①	景山 恒典 ① 高野 芳映 ① 家高伊知郎 ⑦	角野 雅之 ⑥ 堤 利市 ⑦ 山岸 健一 ⑥ <small>〔新保興業(株)〕</small>	川上 究 ⑥ 中村 一男 ③	小森 英宗 ⑤ <small>〔キコー総合(株)〕</small> 西部 孝希 ⑥ <small>〔大洋自動車工業(株)〕</small>
4区	赤坂 敬造 ② <small>〔(有)敦賀ヨーロッパ軒〕</small> 田辺 克次 ⑥ <small>〔(有)ツルカ薬局〕</small> 松葉 潤 ①	春日野敏久 ② 徳本 達之 ⑤ 矢田 耕平 ④ <small>〔(有)丸和製材所〕</small>	加藤 和久 ① 中西 昭広 ① 矢田 弘 ①	小坂 哲朗 ① <small>〔(有)千束〕</small> 野添 正隆 ③	下畑 武 ⑥ 橋詰 実 ③
5区	加茂 直人 ① 谷口 直利 ①	河村 将博 ① 橋本 富夫 ⑥	武田 利彦 ⑤ 備前 淳 ②	竹長 徹 ② 廣瀬 信一 ⑥	田辺 治和 ① 安井 晶洋 ④
6区	石川 浩 ①	小堀 和広 ⑤	武笠雄志郎 ②	田辺 一彦 ③	前田 良治 ④

※ 法人総代は、氏名の下に会社名を記載
※ 氏名横の丸囲い数字は就任回数

(アイウエオ順)

通常総代会の決議事項

第72回通常総代会(令和5年6月15日開催)において、次の事項が付議され以下のとおり報告並びに決議されました。

- ①報告事項 第92期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
業務報告、貸借対照表、損益計算書報告の件
上記計算書類の内容を報告いたしました。
- ②決議事項
第1号議案 第92期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
剰余金処分案承認の件
原案通り承認可決されました。
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
原案通り承認可決されました。

以上

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せ下さい。

敦賀信用金庫の歩み

昭和 7年 8月	有限責任敦賀信用組合設立	平成25年 2月	でんさいネット業務の取扱いを開始。
昭和20年 7月	空襲により事務所焼失、一時休業	3月	[創立80周年記念事業] プラザ萬象前に「二宮尊徳翁像」を建立し敦賀市に寄贈
昭和21年10月	庶民金庫の業務取扱開始	3月	地域密着型金融の取組みにおける外部支援団体と連携した取組みが平成24年度における優れた取組みとして評価され北陸財務局長より顕彰状を授与
昭和23年 4月	市街地信用組合法による改組	平成26年 2月	中小企業の再生・創業・新事業を支援するため一般社団法人福井県中小企業診断士協会と覚書を締結
昭和24年 6月	国民金融公庫(旧庶民金庫)の代理業務取扱開始	2月	福井県内7金融機関ATM手数料無料化にJA(13行)が参加し、「福井ふるさとネット」と改名
昭和27年 1月	信用金庫法による敦賀信用金庫に改組	平成27年 4月	株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)と特定専門派遣に関する契約を締結し、事業性評価に向けた取組を強化
昭和28年12月	河原市支店開設(現美浜支店)	平成28年 3月	三方支店新築移転オープン
12月	本店ビル新築移転	11月	(独)中小企業基盤整備機構北陸本部と、地域における中小企業への支援、その他に係る業務連携・協力に関する覚書を締結
昭和29年 4月	中小企業金融公庫代理業務取扱開始	平成29年10月	若狭町・小浜信用金庫・当金庫による、ふるさと納税の推進における相互連携協定を締結
昭和31年 1月	三方支店開設	10月	福井県信用金庫協会・東京海上日動火災保険㈱・県内4信用金庫により、「地方創生に向けた福井県内企業支援等に関する連携協定」を締結
昭和33年12月	全信連代理業務取扱開始	平成30年 7月	福井県下4信用金庫統一商品「後見支援預金」の取扱いを開始
昭和34年 6月	住宅金融公庫代理業務取扱開始	11月	個人向け信託商品として、相続型金銭信託「しんきん相続信託『こころのバトン』」および生前贈与型金銭信託「しんきん暦年信託『こころのリボン』」の2商品の取扱い開始
昭和40年 9月	神楽支店開設	平成31年 2月	金融機関と外部の事業者との間の安全なデータ連携を可能にする取組みとしてオープンAPIの取扱い開始
昭和45年 4月	営業地区拡張(小浜市、遠敷郡、大飯郡)	3月	金山支店を粟野支店内にて、店舗内店舗として営業開始
9月	松原支店開設	3月	本店営業部駅前出張所(プラザいちご館)を、本店営業部に店舗統合
昭和47年 7月	環境衛生金融公庫代理業務取扱開始	令和元年 9月	特殊詐欺防止対策として、70歳以上で過去3年間ATMでの出金がない顧客を対象に福井県下4信用金庫が共同しATM出金利用制限を開始
昭和49年 8月	粟野支店開設	9月	入出金明細や残高をスマートフォンから確認できる「つるしん通帳アプリ」の取扱いを開始
昭和51年10月	大阪共同事務センター加盟	10月	教育カードローン「jump」の取扱いを開始
12月	駅前支店開設	令和2年 4月	各種預金規定を民法改正に対応し改定、併せて電子化敦賀市内店舗において「(新型コロナ対策事業)中小企業者事業継続支援給付金」受付を開始
昭和54年 4月	“年金友の会”発足	5月	神楽支店を本店営業部内店舗内店舗として営業を開始
12月	日本銀行との当座取引開始	7月	粟野支店(店舗内店舗：金山支店)を新築移転オープン
昭和55年10月	両替商業務の開始(本店)	9月	個人型確定拠出年金「しんきんiDeCo」の取扱いを開始
11月	日本銀行歳入代理店認可	9月	本店営業部神楽出張所ATMコーナーを廃止
昭和57年 4月	本店新築落成、創立50周年式典開催	令和4年 1月	信金中央金庫が創設した地域創生スキーム「SCBふるさと応援団」を活用し敦賀市へ寄付
11月	松尾芭蕉像除幕式(50周年記念寄贈)	4月	店舗運営の効率化を目的として、松原支店を中央町支店のサテライト店舗として営業開始
昭和58年 6月	営業地区拡張(武生市、南条郡)	11月	手形・小切手の電子化開始に伴い電子交換所に参加
昭和59年 1月	国債窓口販売開始	12月	当金庫創立90周年記念事業として、“当地の未来を担う子供たちの学校教育環境の充実”を目的に、敦賀市・美浜町・若狭町へ寄付
12月	日銀国債代理店認可	令和5年 1月	2021年1月以降に開設された口座で、2年以上未利用等の口座に対する未利用口座管理手数料の取扱いを開始
昭和60年 5月	金山支店開設		
昭和61年 8月	自動コーナー休日(土曜)稼働開始		
昭和62年10月	“味覚の会”発足		
平成元年12月	中央町支店開設		
平成 8年 5月	美浜支店新築移転		
9月	全店舗の自動機コーナーを無人稼働		
11月	谷口理事長黄綬褒章受章		
平成11年 3月	福井手形交換所へ参加		
平成12年12月	しんきんゼロネットサービス開始		
平成13年 3月	スポーツ振興くじ払戻し業務開始		
4月	住宅ローン長期火災保険の取扱い開始		
平成14年 4月	投資信託の窓口販売の取扱い開始		
9月	つるしんOB会の発足		
10月	生命保険の窓口販売業務を開始		
12月	敦賀市・三方郡のゴミ減少度合いに応じて金利が上乘せされる定期預金「eco(エコ)定期預金」を発売		
平成15年 2月	個人向け国債の窓口販売業務を開始		
9月	「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を策定		
平成16年 5月	個人インターネットバンキングの取扱開始		
6月	資源ゴミの回収量に応じて金利がアップする「リサイクル定期」を新発売		
平成17年 2月	「リサイクル定期」が「2004日経優秀製品・サービス賞最優秀賞日経金融新聞賞」を受賞		
6月	「第8回信用金庫社会貢献賞特別賞」を受賞		
平成18年 2月	「第8回グリーン購入大賞一環境大臣賞一」を受賞		
11月	法人インターネットバンキングの取扱開始		
平成19年 3月	福井県との間で「環境協定」を締結		
6月	「関西エコオフィス大賞(大企業部門)」を受賞		
平成20年 6月	偽造・不正防止のため、「指静脈認証機能付ICキャッシュカード」の取扱開始		
平成24年10月	[創立80周年記念事業] 地公体に対し図書購入費を寄贈。(敦賀市・美浜町・若狭町)		
11月	松本理事長旭日双光章受章		

預金商品のご案内

(令和5年6月30日現在)

種類	特色	期間	お預け入れ額
普通預金	いつでも出し入れ自由の預金です。給与、年金、配当金などの自動受取や、各種公共料金の自動支払など、おサイフがわりにご利用いただけます。キャッシュカードをセットされると更に便利です。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金 (決済用預金)	預金保険制度により全額保護されます。お利息はつきません。現行の普通預金同様の公共料金等の自動支払い、給与、年金、配当金などの自動受取ができます。また、個人のお客様につきましては、総合口座のお取扱いができます。	"	"
総合口座	1冊の通帳に普通預金、定期預金及び自動融資がセットできる大変便利な預金です。資産管理と家計簿がわりにご利用いただけます。(20歳以上の方) (自動融資はお預入れ定期預金の90%最高500万円)	"	"
貯蓄預金	普通預金の便利さと定期預金の有利さを兼ね備えた預金です。お預かり残高に応じて段階的に金利が有利となる新しい預金です。 (公共料金等の自動支払い、給与、年金、配当金等の自動受取はできません。)	"	"
当座預金	会社や商店などのお取引に安全で機能的な小切手、手形をご利用いただく預金です。	"	"
通知預金	まとまったお金の短期運用に便利な預金です。	1週間以上	1万円以上
納税準備預金	納税に備えてあらかじめご準備いただく預金です。(非課税扱いとなっています。)	お引き出しは納税時	1円以上
スーパー積金	あらかじめ目標額を定めて、毎月一定額を積立て、無理なく資金づくりにお役立ていただく預金です。	6ヶ月以上5年	1,000円以上
ボーナス併用積金	毎月の積立てと、ボーナスをまとめて大きく増やす積金です。	6ヶ月以上5年	5,000円以上
味覚の会積金	毎年2回、各地の一流ホテル、料亭でグルメをお楽しみいただく、女性専用の積金です。(参加料は別途ご負担いただきます。)	3年以上5年	5,000円以上
年金優遇定期積金	当金庫で公的年金(国民年金、厚生年金、各種共済年金等)をお受取中のお客様が対象となります。	2年6ヶ月 (払込回数15回)	2万円以上 (1千円単位)
年金優遇定期積金 「繫」	当金庫で公的年金(国民年金、厚生年金、各種共済年金等)をお受取中のお客様が対象となります。令和6年3月31日までの期間限定の商品です。	5年	1万円以上 5万円以下 (1千円単位)
消費税専用積金 「菜菜・笑納」	法人、個人事業主を対象とした消費税納付資金準備のための積金です。納付時に不足が生じた場合には、消費税特別融資制度によるご相談に応じます。	6ヶ月以上5年	10,000円以上
財形預金	給料・ボーナスからの天引積立ですから、ムリなく資金作りができます。		
一般財形預金	使いみち自由な天引き預金です。(お利息は課税扱い)	3年以上	1,000円以上
年金財形預金	将来の年金資金を蓄える預金です。(住宅財形と合計し、お一人550万円まで非課税扱い)	5年以上	"
住宅財形預金	マイホーム取得の資金作りに有利な預金です。(年金財形と合計し、お一人550万円まで非課税扱い)	5年以上	"
定期預金	まとまったお金を大きく増やす自由金利の預金です。		
大口定期	大口の預金を高利回りで運用する最も有利な預金です。	1ヶ月以上5年	1千万円以上
スーパー定期	最も身近な預金です。(6ヵ月複利のお取扱いをご利用になれば更に有利となります。)	1ヶ月以上5年	1円以上
期日指定定期	1年複利で運用する自由金利の預金です。期間は最長3年ですが、1年たったら一部又は全額払出すことができます。(ご利用は個人の方のみです。)	最長3年 (据置1年)	100円以上 300万円未満
変動金利定期	市場実勢に合わせて金利を反映する自由金利の預金です。6ヵ月毎に金利が見直され、その時点で利息を受け取る単利型と複利型があります。	1年以上3年	100円以上
ECO(エコ)定期	営業地域である敦賀・美浜・若狭(旧三方町)の三市町の燃やせるゴミの発生量が減った場合、減少度合に応じて金利が段階的に上がる商品です。	1年のみ	10万円以上 300万円未満
しんきん介護 支援定期	金利優遇スーパー定期預金で、市町村から認定された「要介護・要支援」の認定者および介護する配偶者または介護に携わる同居の家族に限ります。令和5年9月30日までの期間限定の商品です。	1年のみ	1万円以上 300万円以内
“あったか” 福祉定期	従来の福祉定期預金に預入資格対象者の公的年金・手当を当金庫でお受取りの方で、お一人300万円以内。令和6年2月29日までの期間限定の商品です。	1年のみ	1円以上 300万円以内 (介護支援定期を含む)
リサイクル定期	営業地域である敦賀・美浜・若狭(旧三方町)の三市町の資源ゴミの量が増加した場合、増加度合に応じて金利が段階的に上がる商品です。	1年のみ	10万円以上 300万円未満
年金優遇定期	公的年金をお受け取りの方、新規で年金自動受け取りをお申込の方に優遇金利でお預入れいただけます。令和6年2月29日までの期間限定の商品です。	1年のみ	1円以上 100万円以内 (お一人様100万円まで)
譲渡性預金(NCD)	譲渡性のある預金で、大口資金の短期運用に適しています。	1週間以上5年	5,000万円以上
後見支援預金	後見制度による支援を受ける方の預金のうち、通常使用しない金銭を「後見支援預金」として家庭裁判所の指示書に基づき管理する商品です。	家庭裁判所の指示書により出し入れ可能	家庭裁判所の指示書に記載の金額

融資商品のご案内

(令和5年6月30日現在)

種 類	資金のお使いみち	期 間	限度額	担 保 保 証 人	
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築、増改築、住宅の購入、住宅用地の購入資金にご利用下さい。	最長35年	5,000万円	担保 融資対象の不動産 保証 各保証会社の保証	
つるしん住宅金融支援機構買取型住宅ローン“フラット35”	住宅の建築資金または住宅購入資金にご利用下さい。	最長35年	8,000万円	保証人 不要	
住 宅 ロ ー ン “あったかホームゆめ”	住宅の新築、増改築、住宅の購入、住宅用地の購入資金、住宅ローン肩代わり資金にご利用下さい。	最長40年	1億円	保証 (一社)しんきん保証基金 保証 全国保証㈱	担保 融資対象の不動産
無担保住宅ローン	自宅の購入・リフォーム・住宅ローンの借換等、住宅資金全般にご利用下さい。	最長20年	1,500万円	保証 (一社)しんきん保証基金	
リフォームローン	住宅の増改築、修繕費用、住宅関連設備機器等の購入資金としてご利用下さい。	最長15年	1,000万円	保証 (一社)しんきん保証基金 全国保証㈱	
リフォームローン “快良くん”	住宅の増改築、リフォーム・エコ住宅資金としてご利用下さい。	最長15年	500万円	担保 原則不要 保証人 家族1名	
カーライフプラン	新車の購入、車の買替え、免許取得、車検、車庫費用等にご利用下さい。	10年以内	1,000万円	保証 (一社)しんきん保証基金	
カ ー ド ロ ー ン	急なご出費にもいつでも安心してご利用下さい。	3年(自動更新)	50万円	保証 (一社)しんきん保証基金	
カ ー ド ロ ー ン “きゃっする”	ご自由です。(事業資金は除きます。)	3年(自動更新)	最高900万円	保証 信金ギャランティ㈱	
教育カードローン	入学から卒業まで、ローンカードでATMから自由に繰り返しお借入れができます。	14年9ヵ月以内	50万円以上 500万円以内	保証 (一社)しんきん保証基金	
教 育 ロ ー ン “教育プラン”	入学金、授業料等の教育資金としてご利用下さい。	16年以内	1,000万円	保証 (一社)しんきん保証基金	
教 育 ロ ー ン “学くん”	学校納付金等、受験費用、アパート・マンション費用、学習塾費、学習用品代などにご利用下さい。	10年以内	300万円	担保 原則不要 保証人 1名	
教 育 ロ ー ン “Uターン”	対象の方が敦賀市・美浜町・若狭町の企業にUターン就職・勤務された場合、お申出日のお借入金利から1.0%優遇いたします。	最長16年	1万円以上 1,000万円以内	保証 (一社)しんきん保証基金	
個 人 ロ ー ン	家具の購入、旅行、レジャーの費用等豊かな暮らしづくりにご利用下さい。	10年以内	500万円	保証 (一社)しんきん保証基金	
職域サポートローン “オアシス”	健康で文化的な生活を営むために必要な資金。 職域サポート制度締結事業所専用商品。	最長10年	500万円	保証 (一社)しんきん保証基金	
職域フリーローン “フィット”	お使いみちは自由です。(但し、事業性資金は除きます。)	10年以内	500万円	保証 (一社)しんきん保証基金	
つるしんフリーローン “あんじょう”	お使いみちは自由です。(但し、事業性資金は除きます。)	最長10年	10万円以上 500万円以内	保証 (一社)しんきん保証基金 ㈱クレディセゾン ライフカード㈱	
ビジネスサポート	事業性資金(当座貸越または証書貸付)	当座貸越 法人3年(自動更新) 個人1年(自動更新) 証書貸付 10年	300万円	保証 ライフカード㈱ 保証人 法人…原則代表者1名 個人…不要	
地域連携カードローン “YELL・エール”	事業用資金をカードにより手軽にご利用いただけます。	1年または2年	50万円以上 500万円以内	保証 信用保証協会	
つるしん新規開業ローン	開業時または開業後に必要となる事業資金	運転資金5年 設備資金7年	500万円	担保 原則不要 保証人 第3者保証人不要	
ひ や く	運転資金・設備資金	運転資金7年 設備資金10年	3,000万円	担保 原則不要 保証人 法人…代表者1名、個人原則不要	

このほかにも、手形割引、手形貸付、証書貸付などの一般事業資金のご融資、地方公共団体の各種制度融資、代理貸付業務もお取扱いをしております。代理貸付業務は、信金中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構などのお取扱いをしております。

その他業務のご案内

種 類	内 容
内 国 為 替	国内各地の金融機関への送金、振込、手形、小切手の取立のお取扱いをいたしております。
外 国 為 替	主要外国通貨の両替、旅行小切手の買取りをいたしております。
国 債 窓 口 販 売	国債・個人向け国債のお取扱いをいたしております。
投 資 信 託 窓 口 販 売	株式や公社債に分散投資することにより資産形成をお手伝いいたします。
株 式 の 払 込 み	会社の設立、増資の際の資金の払込みのお取扱いをいたしております。
損 害 保 険	住宅ローン長期火災保険、債務返済支援保険、海外旅行保険、業務災害総合保険、傷害保険のお取扱いをいたしております。
生 命 保 険 窓 口 販 売	終身保険、医療保険、がん保険、介護保険のお取扱いをいたしております。
スポーツ振興くじ当せん金払戻	当金庫の本店・粟野支店でスポーツ振興くじの当せん金の払い戻しのお取扱いをいたしております。
個人向け信託商品	しんきん相続信託「こころのバトン」としんきん暦年信託「こころのリボン」のお取扱いをいたしております。
確 定 抛 出 年 金	信金中央金庫が提供する個人型確定拠出年金「しんきん iDeCo」のお取扱いをいたしております。

各種サービスのご案内

(令和5年6月30日現在)

種類	内容
自動支払サービス	電気、ガス、電話等の公共料金をはじめ、保険料、授業料、新聞代、国税、地方税、社会保険料など、ご指定の口座から自動的にお支払いいたします。
自動受取サービス	給与、年金、配当金などが、ご指定の口座に自動的に振り込まれます。
キャッシュサービス	「つるしん」のキャッシュカード・ローンカードは、当金庫の本支店および、全国の信用金庫のほか都銀、地銀などMICS提携金融機関やゆうちょ銀行、セブン銀行、イオン銀行、ローソン銀行等の提携自動機コーナーでご利用いただけます。また、当金庫の自動機コーナーでは、365日ご利用いただけます。
しんきん通帳アプリ	ご利用いただく普通預金の入出金明細や残高が、お持ちのスマートフォンから確認できます。また、定期預金の預け入れ、キャッシュカードの紛失、住所変更の届出などでもできる便利なアプリです。
デビットカードサービス	キャッシュカードをご使用してお買い物やサービスなどのお支払いができる便利なサービスで、J-Debit(ジェイデビット)マークのある全国の加盟店でご利用いただけます。
クレジットサービス	VISA・JCBなどのクレジットカードのお取扱いや、自動機コーナーでのキャッシングサービスもご利用いただけます。
しんきん携帯電子マネーチャージサービス	当金庫のお客様が「しんきん携帯電子マネーチャージアプリ」の操作により、お客様の預金口座から「Edy」購入代金を引き落として携帯電話の「おサイフケータイ®」に電子マネー「Edy」をチャージ(入金)するサービスをご利用いただけます。
個人インターネットバンキングサービス	パソコン、スマートフォンから当座預金・普通預金の残高照会、入出金照会、振込、振替、税金・各種料金の収納等をご利用いただけます。
法人インターネットバンキングサービス	法人または個人事業主のお客様がインターネットを利用して、総合振込・給与振込・都度振込・口座振替・口座の各種照会、税金・各種料金の収納等をご利用いただけます。
でんさいネットサービス	株式会社全銀電子債権ネットワーク(通称でんさいネット)が手形に代わる新たな決済手段として提供する「電子記録債権」を利用するためのサービスです。当金庫ホームページから簡単に「発生・譲渡・支払」といった取引を安全かつ便利にご利用いただけます。
貸金庫	預金証書・有価証券・権利書・貴金属など大切な財産を安全・確実に預かりいたします。
夜間金庫	売上げ代金など営業時間終了後でも安全・確実に預かりし、翌営業日にはご指定の預金口座へご入金いたします。
年金相談	定期的に各店で、専門家による年金相談を無料で行っています。年金のあらゆる相談にご利用下さい。
本店営業部 土日営業	全営業店の預金取引、各種変更手続きも取扱っています(一部お取扱い出来ない業務がございます)。(令和5年10月から土曜日みの営業となります)。

信金中央金庫について

信金中央金庫(信金中金)は、「信用金庫のセントラルバンクの役割」・「機関投資家としての役割」・「地域金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として会員信用金庫と一体となって業務を行っています。

信金中金の役割

- ◇ 信用金庫のセントラルバンクとして
- ◇ 機関投資家として
- ◇ 地域金融機関として

信金中金の業務内容

- ◇ 預金業務
- ◇ 市場営業業務
- ◇ 決済業務
- ◇ 市場運用業務
- ◇ 貸出業務
- ◇ 債券(金融債)業務
- ◇ 信託業務
- ◇ 国際業務

信用金庫業界への支援

- ◇ 信金経営相談等の実施
- ◇ 業界の機械化への支援
- ◇ 信金からの研修生の受入
- ◇ 信金の顧客サービス支援
- ◇ 国債・政保債の業界引受け
- ◇ 業界、関連団体への助成

信金中金の主要計数等

(令和5年3月31日現在)

- ◇ 創業 昭和25年6月1日
- ◇ 拠点数 国内14・海外6
- ◇ 総資産 45兆9,247億円
- ◇ 資金量 36兆1,621億円
- ◇ 出資金 6,909億円
- ◇ 連結自己資本比率 22.09%
- ◇ 会員数 254信用金庫
- ◇ 常勤役員数 1,258名
- ◇ 役員一人当り資金量 287億円

金庫及びその他子会社等の概況

該当ありません。

キャッシュコーナーのご案内

(令和5年6月30日現在)

営業店		店舗／設置場所	営業時間
ATM		本店 営業部	午前 8:00 ~ 午後 9:00
		美浜支店	
		三方支店	
		松原支店	
		栗野支店	
	中央町支店		
出張所		MEGAドン・キホーテUNY敦賀店	午前 8:00 ~ 午後 9:00 ※営業時間により変更となる場合があります。
		アル・プラザ敦賀	午前 9:00 ~ 午後 8:00 ※営業時間により変更となる場合があります。
		ワイプラザグルメ館	午前 8:00 ~ 午後 9:00
	ATM	バロー木崎店	

上記コーナーのATMは通帳繰越機能を備えておりますので、通帳を窓口にお持ちいただかなくても、終日(土日祝日含む)ATMにより通帳の繰越ができます。



ご注意

- キャッシュサービスをご利用の際は、現金・キャッシュカード・通帳の置き忘れに注意してください。
- 通帳・キャッシュカードの紛失、暗証番号の管理には十分ご注意ください。
- 紛失・盗難の場合は、お取引店またはお近くの支店へご連絡ください。

営業時間外および土・日・祝日は
「しんぎんATM監視センター」 ☎0120-889259
または ☎06-6454-6631 で受付致します。

- 生年月日・電話番号・お車の番号・同一番号など、他人に類推されやすい暗証番号のご登録はできません。 ※ 同様にこの番号へのご変更もできません。
また、定期的に暗証番号の変更をお願いいたします。 ※ 暗証番号の変更は、ATMで行えます。

ATMのお振込手数料

窓口よりお得です!!

お振込金額	同一店舗内	本支店宛	他行庫宛
3万円未満	220円	220円	440円
3万円以上	440円	440円	660円

※ATM・インターネットバンキングからのお振込は取扱い時間内であれば原則として即時振込となります。

キャッシュコーナーご利用手数料

(令和5年6月30日現在)

●当金庫カードをご利用の場合(365日ご利用できます。)

平日 土・日・祝	8:00	出金	終日手数料無料	21:00
		入金		

●北陸3県の信用金庫カードをご利用の場合(365日ご利用できます。)

福井県内(福井・小浜・越前)
石川県内(金沢・のと共栄・はくさん・興能)
富山県内(高岡・富山・にいかわ・砺波・氷見伏木・新湊・石動)

平日 土・日・祝	8:00	出金	終日手数料無料	21:00
		入金		

※当金庫カードを福井県内・石川県内および富山県内の信用金庫でご利用いただいても終日手数料は無料です。

●県外の信用金庫(石川県内・富山県内の信用金庫を除く)カードをご利用の場合(365日ご利用できます。)

平日	8:00	出金	8:45	110円	18:00	無料	21:00	110円	
		入金							
土曜日	8:00	出金	9:00	110円	14:00	無料	21:00	110円	
		入金							
日曜・祝日	8:00	出金	110円						21:00
		入金							

※一部の信用金庫カードでは「入金」および上記手数料でのお取扱いができない場合がございます。
※「祝日」と重なる「土曜日」は「祝日」扱いとなります。

●福井県内のJAバンク(JA/信連)カードをご利用の場合

平日 土・日・祝	8:00	出金	終日手数料無料	21:00
		入金		

※当金庫カードを福井銀行・福井県内のJA/信連でご利用いただいても手数料は無料です。
※「入金」は、お取扱いしておりません。
※共同設置のATMコーナーで一部手数料が必要な場合がございます。

●福井銀行・福邦銀行カードをご利用の場合

平日 土・日・祝	8:00	出金	終日手数料無料	21:00
		入金		

※当金庫カードを福邦銀行でご利用いただいても手数料は無料です。
※共同設置のATMコーナーで一部手数料が必要な場合がございます。

●各種クレジットカード(キャッシング・返済)をご利用の場合

平日	8:00	出金	8:45	220円	18:00	110円	21:00	220円	
		入金				無料			
土曜日	8:00	出金	9:00	不可	14:00	110円	21:00	220円	
		入金				無料			
日曜・祝日	8:00	出金	9:00	不可	220円				21:00
		入金			無料				

※一部のクレジットカードでは「入金」のお取扱いができない場合がございます。
※「祝日」と重なる「土曜日」は「祝日」扱いとなります。

●当金庫カードがデビットカードとしてご利用できる時間帯(365日ご利用できます。)

平日	0:00	無料	24:00
土曜日	0:00	無料	24:00
日曜日	8:00	無料	24:00



敦賀信用金庫と地域社会



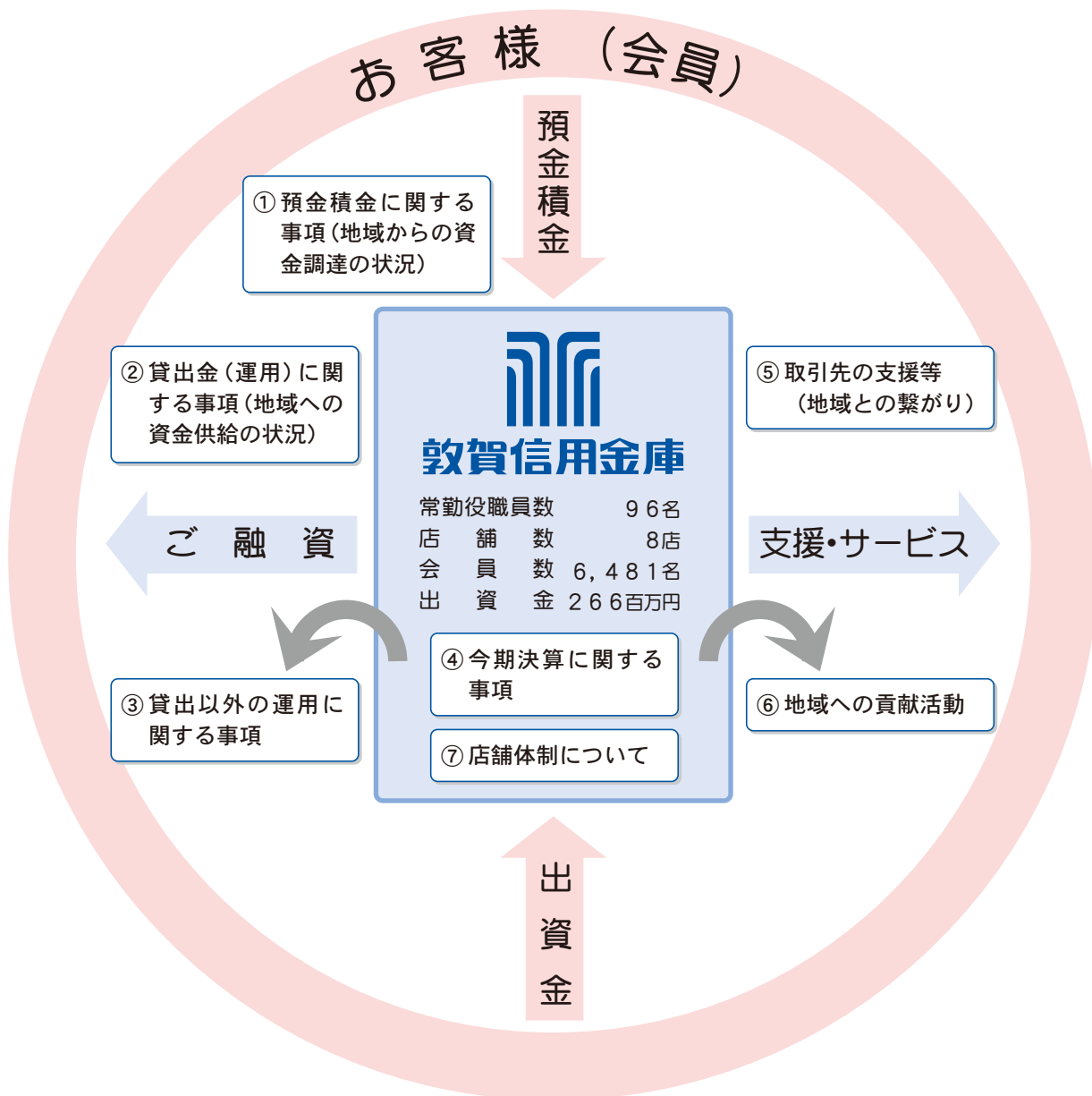
“この地域とともに”

中小企業ならびに一般家庭の身近な地域金融機関として、お客様の事業や生活設計に役立つ信用金庫を目指し、地域経済の発展に尽くします。

☆当金庫の地域経済活性化への取組みについて☆

当金庫は、敦賀市・三方郡・三方上中郡を中心とした福井県全域を事業地域として、地元の中小企業や地域の皆様が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている“相互扶助型金融機関”です。

地元のお客様からお預かりした大切なご預金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業や地域の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、福祉といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



① ☆預金積金に関する事項☆（地域からの資金調達の状況）

当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただきため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力してまいります。

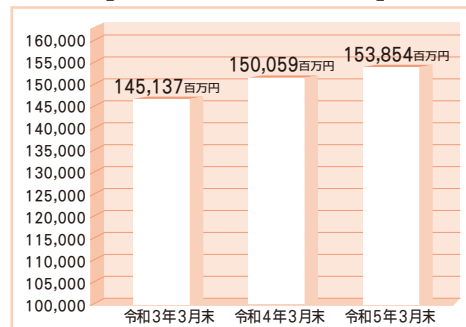
当金庫の特徴的な商品として、“地球のため、子供たちのため、そして美しい未来のため”をスローガンに地域のゴミの減量化をテーマとした「ECO(エコ)定期預金」、地域のゴミの資源化をテーマとした「リサイクル定期預金」を提供しております。

なお、この他に当金庫で取扱っている商品については、21ページをご覧ください。

預金積金残高

153,854 百万円

【預金残高の推移】



② ☆貸出金(運用)に関する事項☆（地域への資金供給の状況）

お客様からお預け入れいただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するため、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しております。

なお、融資商品については、22ページをご覧ください。

【貸出金使途別内訳】

◎設備資金 21,927 百万円	☆住宅ローン 11,222 百万円
◎運転資金 26,411 百万円	☆消費者金融 2,352 百万円
貸出金合計 48,338 百万円	☆は貸出金のうち、主に個人への貸出金

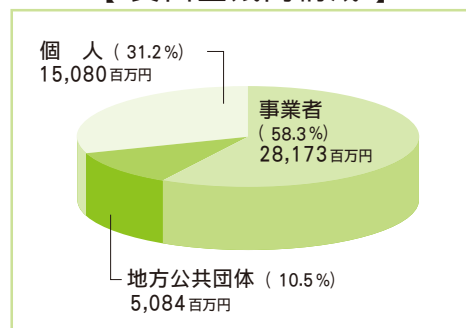
貸出金残高

48,338 百万円

預金積金に対する貸出金の残高割合

31.41%

【貸出金残高構成】



③ ☆貸出金以外の運用に関する事項☆

お客様からお預かりしたご預金は、ご融資のほか有価証券による運用も行っております。有価証券運用は、高格付の社債等を中心に、安全性と収益性のバランス及びリスクに配慮して行っております。詳しくは、ディスクロージャー誌51～52ページをご覧ください。

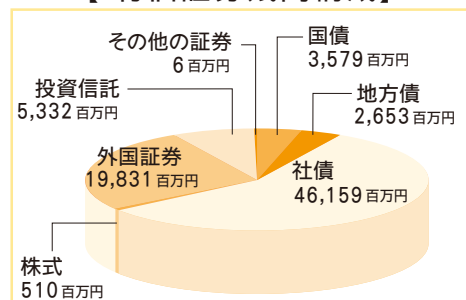
有価証券運用残高

78,074 百万円

預金に対する有価証券の残高割合

50.74%

【有価証券残高構成】



④ ☆今期決算に関する事項☆（令和5年3月末）

期末預金残高は個人及び法人預金の増加が寄与し、期末残高は1,538億円、前期比37億円、2.52%の増加、期中平残は1,542億円、前期比47億円、3.20%の増加となりました。貸出金は、手形貸付、証書貸付及び当座貸越が増加したことから期末残高は483億円、前期比10億円、2.13%増加、期中平残は477億円、前期比△5億円、1.22%の減少となりました。

収益面では、貸出金利息は減収しましたが有価証券利息配当金が増収となったことから資金運用収益は増収となり、業務収益は前期比43百万円の増収になりました。その他経常収益が減収となったことから、経常収益は前期比14百万円の減収となりました。費用について、預金平残は増加しましたが、利回り低下により資金調達費用は減少しました。経費は減少しましたがその他業務費用の増加により業務費用は前期比77百万円の増加となりました。貸倒引当金繰入減少によりその他経常費用が減少したことから経常費用は前期比145百万円の減少、この結果、経常利益は前期比131百万円の増益となる258百万円となりました。業務純益は業務費用の増加により435百万円となりました。以上の結果、当期純利益は、前期比77百万円の増益となる191百万円となりました。

財務体質の健全性を示す自己資本比率は、前期比0.26ポイント上昇し11.79%となり引続き健全性維持に問題のない水準であると考えております。

⑤ ☆取引先の支援等☆ (地域との繋がり)

経営改善支援等への取組み

- ① 当金庫は、平成15年4月から平成17年3月までの「アクションプログラム集中改善期間」と、平成17年4月から平成19年3月までの「アクションプログラム重点強化期間」を経て、地域密着型金融(リレーションシップバンキング)に取り組んでまいりました。更に、平成25年度金融モニタリング基本方針の公表以降は、金融仲介機能強化を図るため「事業性評価」を通じて地域事業者様に対する理解を深め、金融支援にとどまらず本業のお役にも立てるよう鋭意努力しております。今後も、引続き地域金融機関としてお取引先支援に取組み、地元経済の活性化に寄与してまいります。
- ② 中小企業診断士、ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引士などの専門スタッフを擁しており、お客様への情報サービスや相談にお応えしております

【 経営改善支援の取組み実績 】

[令和4年4月 ～令和5年3月]		期初 債務 者数 (A)	うち経営 改善支援 取組み 先数 (α)	αのうち期末 に債務者区 分がランクア ップした先数 (β)	αのうち期 末に債務者 区分が変化 しなかった 先数 (γ)	αのうち 再生計画 を策定 した先数 (δ)	経営改善 支援 取組み率 (α/A)	ランク アップ率 (β/α)	再生計画 策定率 (δ/α)
	正 常 先 ①	680	2		2	—	0.3%		—
注 意 先	うちその他要注意先 ②	77	25	1	24	2	32.5%	4.0%	8.0%
	うち要管理先 ③	3	2	1	—	—	66.7%	50.0%	—
	破 綻 懸 念 先 ④	19	9	1	6	1	47.4%	11.1%	11.1%
	実 質 破 綻 先 ⑤	17	—	—	—	—	—	—	—
	破 綻 先 ⑥	4	—	—	—	—	—	—	—
	小計 (②～⑥の計)	120	36	3	30	3	30.0%	8.3%	8.3%
	合 計	800	38	3	32	3	4.8%	7.9%	7.9%

- (注) ● 期初債務者数及び債務者区分は令和4年4月当初時点で整理。
● 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンなどの先を含まない。
● βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めない。
● 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含める。
● 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
● 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
● γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
● みなし正常先については正常先の債務者数に計上すること。
● 「再生計画を策定した先数 δ」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「経営改善支援センター事業による計画策定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

⑥ ☆地域への貢献活動☆

(1) 文化活動

写真、絵画、書道、手芸等の展示場所として、各店舗のロビーをご利用いただきました。

(2) 環境への取組み

環境保護への取組みとリンクさせた金融商品(eco(エコ)定期預金・リサイクル定期預金)の推進等、積極的に環境保護への取組みを行っております。

金融商品での取組み等

- ① 資源ゴミの回収量に応じて、金利を上乗せする“第19回リサイクル定期預金”を発売しました。
 - 販売実績 … 口数 6,807口、金額 6,733百万円(令和5年3月末現在) (令和4年6月)
- ② 減ったゴミの量に応じて、金利を上乗せする“第21回eco(エコ)定期預金”を発売しました。
 - 販売実績 … 口数 8,152口、金額 8,036百万円(令和5年3月末現在) (令和4年12月)
- ③ 高い省エネ性能等を有する住宅に対するローンの金利優遇の取扱いをしております。

敦賀信用金庫としての取組み等

- ① ゴミ減量・リサイクル推進のため、「ごみゼロふくい推進協議会」に賛助団体として入会しております。
- ② 再生紙を利用した「通帳」「証書」「パンフレット」「封筒」等を使用しております。
- ③ 預金通帳の印刷や配送の際に排出される温室効果ガス排出量が実質ゼロとなる「カーボンオフセット通帳」を作成し配布しております。
- ④ 平成12年6月より、当金庫と職員の立場でそれぞれ“禁煙宣言”を行い、全ての店舗内終日禁煙として来店されるお客様にもご協力いただいております。
- ⑤ 地球温暖化防止のため、省エネ・ノーマイカーデー・クールビズ・ウォームビズの実施など二酸化炭素削減に取り組むべく“エコオフィス宣言”をしております。
- ⑥ “eco(エコ)定期預金”、“リサイクル定期預金”契約のお客様には、ゴミ減量やリサイクル推進を依頼し、お客様と共に環境保護に取り組んでおります。
- ⑦ 「環境自主行動計画策定モデル事業所」になっております。
- ⑧ 地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」を福井県と連携して推進する初の「環境協定」を締結しております。
- ⑨ 持続可能な社会の実現を目指し、「SDGs宣言」を表明しました。
- ⑩ 質の高い金融サービスを提供するために、職員の健康保持増進を図り、「健康経営」に取り組んでいくことを宣言しました。

お客様(会員)

eco(エコ)定期預金
リサイクル定期預金

契約

ごみ減量・資源ごみの
増加度合いに応じて金利優遇

高い省エネ性能等を有する
住宅に対するローンの金利優遇

敦賀信用金庫

★エコ通帳、エコ証書の使用 ★カーボンオフセット通帳 ★通帳レスアプリ
★「LOVE・アース・ふくい」、「エコオフィス宣言」 ★「環境自主行動計画策定モデル事業所」への参加

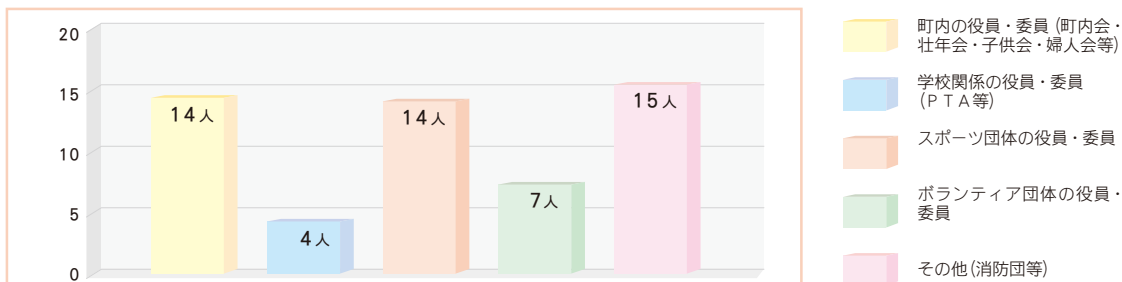
(3) 顧客ネットワークの取組み

- ① 味覚の会 … 18歳以上の女性を対象とした食べ歩き会のことで、令和5年3月末現在の会員数は256名と(女性サークル)なっています。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の為、休止いたしました。
- ② 年金友の会 … 当金庫で年金振込をご利用のお客様の会で、誕生日プレゼント、年1回の親睦旅行等、昭和54年発足以来40年以上に亘り活動いたしております。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の為、休止いたしました。

(4) 情報提供活動

情報提供冊子として、「しんきん経営情報」、「楽しいわが家」等を配布し、各種情報をご提供しております。

(5) 地域各種団体への参加状況(延べ人数)



(6) 地域行事等への参加

色々なイベントに積極的に参加し、地元の皆様や商店街の皆様とふれあい、活力ある“街づくり”のお手伝いをさせていただきます。

- ① 令和 4年 5月 『若狭・三方五湖ツーデーマーチ』に参加しました。
- ② 令和 4年 6月 『海ごみゼロプロジェクト 2022 in 敦賀』に参加しました。
- ③ 令和 4年10月 福井県信用金庫協会の統一ボランティア活動『しんきんクリーン作戦』において、敦賀市・美浜町・若狭町の各駅などを役職員全員で清掃しました。
- ④ 令和 5年 2月 得する街のゼミナール『敦賀まちゼミ』に参加しました。
- ⑤ 令和 5年 4月 清掃ボランティアとして『中池見湿地』を清掃しました。

海ごみゼロ
プロジェクト
2022 in 敦賀
R4.6.5



しんきん
クリーン作戦
駅舎清掃
R4.10.29



中池見湿地
清掃
ボランティア
R5.4.1



若狭・三方五湖
ツーデーマーチ
R4.5.21



敦賀
まちゼミ
R5.2.26



⑦ ☆店舗体制について☆

< 詳しくは、最終ページをご覧ください。>

お客様の利便性にお応えするため、本店営業部において、土日も各種ローン、資産運用などのご相談業務を主として営業しております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

◆ 中小企業の経営支援に関する取組方針

敦賀信用金庫は、地域の中小企業・小規模事業者の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、経営支援に取り組んでまいります。

1. 基本方針

当金庫は、「この地域とともに」の経営理念のもと、堅実な営業、健全な経営を行い、中小企業ならびに地域の身近な金融機関としてお客様の事業や生活設計に役立つ信用金庫を目指し、円滑な金融サービスのご提供により、地域社会・地域経済の発展に貢献してまいります。

また、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中で企業支援の担い手として多様化・活性化を図るために制定、施行された「中小企業経営力強化支援法（現在の「中小企業等経営強化法」）」に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受け、外部支援機関と連携を図りつつ専門性の高い支援を実施してまいります。

特に地域の中小企業の経営相談・経営指導および経営改善に関するきめ細かな支援に取り組み、地域経済の発展に寄与してまいります。

2. 経営支援に向けた具体的な方針

(1) 経営者の自主的な取組みを支援

中小企業の経営改善や事業再生には、事業のライフサイクルに応じた経営指導や経営改善支援が重要であり、経営者の主体的かつ積極的な取組みを支援します。

(2) 外部機関・外部専門家との連携

高度かつ専門的な経営課題等には、外部機関等の第三者的な視点や外部専門家、外部支援機関の専門的な知見を活用するため、産学官金の連携を推進します。

(3) 事業再生支援の取組み

中小企業活性化協議会等と連携し事業再生支援に取り組むほか、事業再生ファンド等をはじめとした様々な再生手法の活用を努めます。

(4) 中小企業施策等の活用

中小企業支援のための助成金の活用を含む経営改善施策等の周知や普及活動を通じて、それらを積極的に活用します。

(5) 新たな融資手法の活用

円滑な資金供給に対応するため、中小企業の事業価値を見極め、個人保証や不動産担保に過度に依存しない融資手法の活用をすすめます。

(6) 販路拡大等の提案

ビジネスマッチング、IT、ポータルサイトを活用した販路拡大等を提案し企業の競争力を高めます。

(7) 人材の育成

目利き能力を育成するため、実践的な研修や専門家等との連携を通じて経営支援能力のスキルアップに努めます。

◆ 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

1. 身の丈にあう収益管理等を含めた態勢整備と「選択と集中」の徹底

地域密着型金融の取組みを収益向上に結び付けていくため収益管理等を行います。また、単なる経費削減策ではなく、収益機会を見据えたうえで経営資源の「選択と集中」の徹底を行います。

2. 地域密着型金融の推進に関する基本的な方針を年次計画等に明示

「課題解決型金融の強化」に向け、「地域主体との連携強化」「地域住民への情報発信の強化」「組織・営業態勢の見直し」に取り組みます。

3. 利用者ニーズに対応できる金融手法や人材の育成・活用

人材育成を継続します。

4. 外部支援機関・外部専門家との連携の強化

(独) 中小企業基盤整備機構をはじめとする外部支援機関や外部支援団体と積極的に連携構築を図り、取引先の創業・経営改善・事業再生といった経営課題の解決に向けた機能強化に努めます。

5. 利用者からの評価を業務に適切に反映するための態勢整備

利用者アンケート等を定期的実施し、お客様の声を経営に反映いたします。

6. コンサルティング機能を発揮し地域の面的再生に取り組むための態勢整備

(1) 経営改善支援を実施するため本部営業推進部内に「法人サポート課」を、本店営業部内に「企業支援課」を設置しています。地域の面的再生への積極的な取組みを推進するため本部営業推進部内に「営業推進課」を設置しています。

(2) 営業店には「経営支援責任者(営業店長)」および「経営支援担当者(融資担当者、渉外担当者)」を配置し、法人サポート課および企業支援課と連携して支援に取り組んでいます。

(3) 休日相談窓口を本店営業部に設置し、お客様からの幅広い相談に対応しています。

◆ 中小企業の経営支援に関する取組状況

1. 創業・新事業開拓の支援
 - (1) 研究成果や商品開発を目指すお取引先に対し技術、特許を保有する外部エネルギー関連企業等の支援施策や助成金を活用し研究や商品開発の支援を行っています。
 - (2) 創業・新事業支援および取引先の経営課題解決に向けた連携
経済情勢、社会環境の変化や消費者ニーズの多様化、商品サイクルの短期化などに伴い、事業者様の抱える課題は年々複雑化してきております。
こうした課題解決のため、法人サポート課および企業支援課を通じてお取引先の創業や新事業への進出をお手伝いしております。
また、より複雑で高度な経営課題の解決にあたっては、外部支援機関や各行政機関、商工会議所、商工会などと連携し対応を図っております。
 - (3) 国や県などの地方公共団体をはじめ外部支援団体等の助成金やファンドを活用し、産学官金連携による新事業への支援を実施しました。
2. 成長段階における支援
 - (1) 北陸新幹線敦賀開業に向けて、観光客等の訪客を促進する店舗改修等に係る補助金の申請支援に取り組みました。
 - (2) 上部団体である信金中央金庫や他信用金庫の販路開拓企画にお取引先の紹介を行い、販路開拓の支援を実施しました。
3. 経営改善、事業再生、業種転換等の支援
 - (1) 経営改善、事業再生などのコンサルティング機能や事業性評価の分析手法・体制の向上に努め、お客さまからの幅広いニーズに対応しています。
 - (2) 企業の抱える課題の解決に向けて「よろず支援拠点(中小企業支援施策)」を活用した移動経営相談会を開催し、26件の相談対応を行いました。
 - (3) 円滑な承継や後継者不在で悩まれている事業者の課題解決に向けて相談対応を行いました。
 - (4) 経営改善支援やランクアップ支援先の継続的な管理・経営改善指導の強化
 - ・お取引先が抱える問題点や課題を営業店と協議したうえで年間を通じて定期的に改善状況の検証を実施いたしました。
 - ・当金庫のみの支援にとどまらず、必要に応じて活性化協議会や税理士などの専門家と連携して改善計画の策定とモニタリングに努めました。
 - ・事前に問題点や課題を把握し、状況に応じた的確な解決策を講じるため、各種「専門家派遣」の活用や業界との連携締結を行いました。
 - (5) 取引先や地域の課題解決に資する人材の育成
 - ・提案型・課題解決型営業に関する知識の習得や補助金申請により職員のレベルアップを図りました。
 - ・お取引先が抱えるさまざまな問題、課題に対し、最適なソリューションを提案できる職員を育成するため、庫内研修にとどまらず外部機関への研修派遣を行いました。

◆ 「経営者保証に関するガイドライン」への取組

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、4年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は95件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は10.4%、保証契約を解除した件数は12件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)は2件です。

◆ 地域の面的再生への積極的な参画

1. 商店街活性化
商店街の店主らが講師となり、専門店ならではの知識や日々の暮らしに役立つ情報を提供する「まちゼミ」に参加しました。当金庫職員が講師となり、小学生等にお小遣いの使い方を考えてもらうセミナー「親子で学ぶお金の大切さ」を開催しました。
2. 環境配慮型商品の提供
地域の環境美化(エコ・リサイクル等)を促す商品の開発、提供を通じて地域社会の環境浄化へ貢献しています。

◆ 金融仲介機能のベンチマークとは・・・

「金融機関が、自身の経営理念や事業戦略等に掲げている金融仲介の質を一層高めていくためには、自身の取組みの進捗状況や課題等について客観的に自己評価することが重要である」という考え方のもと設けられた「金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標」のことであります。

当金庫では、全ての金融機関が目指すべき方向性を示す「共通ベンチマーク」を公表します。

1. 取引先企業の経営改善や成長力の強化

(1) 当金庫をメインバンク⁽ⁱ⁾として取引を行っている企業のうち、経営指標⁽ⁱⁱ⁾の改善や就業者数の増加が見られた先数、及び同先に対する融資額の推移

(単位：社、億円)

メイン先数	323
メイン先の融資残高	135
経営指標等が改善した先数	72

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。以下の表における金額についても同様です。

(単位：億円)

	令和5年3月	令和4年3月	令和3年3月
経営指標等が改善した先に対する3年間の事業年度末の融資残高の推移	24	57	49

2. 取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

(1) 当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況⁽ⁱⁱⁱ⁾

(単位：社)

	条変総数	好調先	順調先	不調先
条件変更先の経営改善計画の進捗状況	52	2	2	48

(2) 当金庫が関与した創業、第二創業の件数

(単位：件)

当金庫が関与した創業件数	58
当金庫が関与した第二創業件数	0

(3) ライフステージ^(iv)別の与信先数、及び、融資額

(単位：社、億円)

	全先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	620	44	47	427	65	37
ライフステージ別の与信先に対する事業年度末の融資残高	238	17	16	157	14	32

3. 担保・保証依存の融資姿勢からの転換

(1) 当金庫が事業性評価^(v)に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合

(単位：社、億円、%)

	先数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先及び融資残高	482	166
上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合	58.2%	58.9%

- (i) 「預金取引が可能な金融機関のうち融資残高が最も大きい」先をメインバンクと定義しています。
- (ii) 改善の進捗状況を確認する指標を「売上高」「売上総利益」「経常利益」「簡易キャッシュフロー」「付加価値額(日銀方式)」としています。
- (iii) 計画売上高に対して実際の売上高が120%超の先を「好調先」、120%以下80%以上の先を「順調先」、80%未満を「不調先」としています。
- (iv) 創業から5年以内の先を「創業期」、条件変更先を「再生期」とし、「創業期」と「再生期」を除いた先のうち、直近5期の平均売上に対し直近2期の平均売上が120%超の先を「成長期」、同比率が120%以下80%以上の先を「安定期」、同比率が80%未満の先を「低迷期」としています。
- (v) 取引先に対する以下の取組みを指します。
- 「事業性評価シート」の作成や「ローカルベンチマーク」に基づき、取引先の事業自体の理解を深めた取組み
 - 各種補助金申請書作成の支援を実施し、取引先の理解を深めた取組み
 - 「福井県よろず支援拠点」などを活用した取引先の課題解決に向けた取組み
 - 経営計画(経営改善計画を含む)の策定を支援し、取引先の理解を深めるとともに取引先の成長(改善)に関与する取組み

資料編

事業の概況

今期の国内経済は、新型コロナ・オミクロン株（以下、コロナ）感染急拡大に伴い適用されていた「まん延防止等重点措置」が3月に全面解除されると、マスク着用基準の緩和方針表明や旅行喚起策への財政支援のほか6月には外国人観光客の短期滞在入国制限が緩和されるなど徐々にウィズコロナの経済活動が動き出しました。特に所謂「インバウンド」は年末以降増加傾向にあり足元ではクルーズ船の国内寄港も始まっています。一方、ロシアのウクライナ侵攻に伴う食料・エネルギー価格高騰に加え、相次ぐ欧米の政策金利引上げにより日米の金利差が拡大し元々円安傾向が続いていた円は10月に151円/\$まで下落、これにより食材・食品等の輸入価格が上昇し個人消費に大きなダメージを与えました。また、6月以降は梅雨や台風による水害・土砂災害が各地で発生、さらに、比較的大きな地震が九州・東北・北陸・北海道で発生し被害が出ました。このほか、6月以降関東地方を襲った40度を超える猛暑や12月の大雪による国道8号立ち往生など昨年に続き自然災害により多くの被害が発生しました。

当地経済も、これまで同様多くの事業者がコロナの影響を受けており、当金庫が令和4年9月に実施した「企業業況アンケート」の結果によれば売上減少は全業種に亘り、特に飲食、宿泊、卸小売業では売上減少30%以下が58%、30%以上が11%と69%の事業所が影響を受けており、「業況」「売上」「収益」BSIは依然としてマイナス圏にあります。また、敦賀商工会議所が令和4年12月に実施した「敦賀市内景気動向観測等調査」でも原材料の高騰に加えコロナの影響により引続き各種BSIはマイナス圏にあります。然し乍ら、何れの調査も前回比では改善傾向にあり、特に「今後の売上予想」BSIは1.45%と景気回復に明るさが見える結果となりました。

この様な環境下、当期の預金は、個人及び法人預金の増加が寄与し、期末残高は1,538億円、前期比37億円、2.52%の増加、期中平残は1,542億円、前期比47億円、3.20%の増加となりました。貸出金は、手形貸付、証書貸付及び当座貸越が増加したことから期末残高は483億円、前期比10億円、2.13%増加、期中平残は477億円、前期比△5億円、1.22%の減少となりました。

収益面では、貸出金利息は減収しましたが有価証券利息配当金が増収となったことから資金運用収益は増収となり、業務収益は前期比43百万円の増収になりました。その他経常収益が減収となったことから、経常収益は前期比14百万円の減収となりました。費用について、預金平残は増加しましたが、利回り低下により資金調達費用は減少しました。経費は減少しましたがその他業務費用の増加により業務費用は前期比77百万円の増加となりました。貸倒引当金繰入減少によりその他経常費用が減少したことから経常費用は前期比145百万円の減少、この結果、経常利益は前期比131百万円の増益となる258百万円となりました。業務純益は業務費用の増加により435百万円となりました。

以上の結果、当期純利益は、前期比77百万円の増益となる191百万円となりました。

主な経営指標の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益 (千円)	1,656,619	1,682,893	1,964,533	1,844,232	1,829,933
経常利益 (又は経常損失) (△)(千円)	236,996	238,183	210,754	126,703	258,179
当期純利益 (又は当期純損失) (△)(千円)	171,155	223,749	197,111	113,891	191,331
出資総額 (百万円)	263	263	263	265	266
出資総口数 (千口)	527	527	527	531	533
純資産額 (百万円)	8,344	7,603	8,438	7,782	6,255
総資産額 (百万円)	141,632	141,203	154,203	158,261	160,574
預金積金残高 (百万円)	132,563	133,029	145,137	150,059	153,854
貸出金残高 (百万円)	50,574	47,931	49,798	47,329	48,338
有価証券残高 (百万円)	58,004	59,885	63,859	72,563	78,074
単体自己資本比率 (%)	11.87	11.60	12.12	11.53	11.79
出資に対する配当金 (円)	15	15	15	15	15
役員数 (人)	11	11	12	12	12
うち常勤役員数 (人)	6	6	7	7	7
職員数 (人)	99	95	94	94	89
会員数 (人)	7,016	6,980	6,772	6,601	6,481

(注) 「単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係わる算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

貸借対照表

〈資産の部〉

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
現金	1,719	1,798
預 け 金	35,899	31,698
買 入 手 形	—	—
コ ー ル ロ ー ン	—	—
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
有 価 証 券	72,563	78,074
国 債	3,132	3,579
地 方 債	2,723	2,653
短 期 社 債	—	—
社 債	41,318	46,159
株 式	552	510
そ の 他 の 証 券	24,836	25,170
貸 出 金	47,329	48,338
割 引 手 形	266	186
手 形 貸 付	2,902	3,406
証 書 貸 付	41,893	42,138
当 座 貸 越	2,266	2,607
外 国 為 替	—	—
そ の 他 資 産	779	801
未 決 済 為 替 貸	16	19
信 金 中 金 出 資 金	558	558
前 払 費 用	—	—
未 収 収 益	156	175
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	—	—
先 物 取 引 差 金 勘 定	—	—
保 管 有 価 証 券 等	—	—
金 融 派 生 商 品	—	—
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	—	—
リ ー ス 投 資 資 産	—	—
そ の 他 の 資 産	47	47
有 形 固 定 資 産	912	947
建 物	417	373
土 地	408	486
リ ー ス 資 産	—	—
建 設 仮 勘 定	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	85	87
無 形 固 定 資 産	18	16
ソ フ ト ウ エ ア	17	15
の れ ん	—	—
リ ー ス 資 産	—	—
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	0	0
前 払 年 金 費 用	—	9
繰 延 税 金 資 産	76	61
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	—	—
債 務 保 証 見 返	185	202
貸 倒 引 当 金	△1,222	△1,374
(うち個別貸倒引当金)	(△1,068)	(△1,327)
資産の部合計	158,261	160,574

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。以下の表における金額についても同様です。

〈 負債及び純資産勘定の部 〉

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度	科 目	令和3年度	令和4年度
預 金 積 金	150,059	153,854	〈 純資産の部 〉		
当 座 預 金	4,293	4,425	出 資 金	265	266
普 通 預 金	66,664	70,549	普 通 出 資 金	265	266
貯 蓄 預 金	679	701	優 先 出 資 金	—	—
通 知 預 金	360	201	優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
定 期 預 金	71,108	71,285	資 本 剰 余 金	—	—
定 期 積 金	5,939	6,009	資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 の 預 金	1,012	682	そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	利 益 剰 余 金	7,748	7,932
借 用 金	—	—	利 益 準 備 金	263	265
借 入 金	—	—	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,484	7,666
当 座 借 越	—	—	特 別 積 立 金	6,720	7,020
再 割 引 手 形	—	—	(… 積 立 金)	—	—
売 渡 手 形	—	—	当 期 未 処 分 剰 余 金 (又は当期末処理損失金)	764	646
コ ー ル マ ネ ー	—	—	処 分 未 済 持 分	△ —	△ —
売 現 先 勘 定	—	—	自 己 優 先 出 資	△ —	△ —
債券貸借取引受入担保金	—	—	自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—	会 員 勘 定 合 計	8,014	8,199
外 国 為 替	—	—	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 231	△ 1,943
外 国 他 店 預 り	—	—	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
外 国 他 店 借	—	—	土 地 再 評 価 差 額 金	—	—
売 渡 外 国 為 替	—	—	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 231	△ 1,943
未 払 外 国 為 替	—	—	純 資 産 の 部 合 計	7,782	6,255
そ の 他 負 債	88	156			
未 決 済 為 替 借	23	32	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	158,261	160,574
未 払 費 用	11	13			
給 付 補 填 備 金	1	1			
未 払 法 人 税 等	2	29			
前 受 収 益	28	31			
払 戻 未 済 金	—	—			
払 戻 未 済 持 分	—	—			
職 員 預 り 金	—	6			
先 物 取 引 受 入 証 拠 金	—	—			
先 物 取 引 差 金 勘 定	—	—			
借 入 商 品 債 券	—	—			
借 入 有 価 証 券	—	—			
売 付 商 品 債 券	—	—			
売 付 債 券	—	—			
金 融 派 生 商 品	—	—			
金融商品等受入担保金	—	—			
リ ー ス 債 務	—	—			
資 産 除 去 債 務	—	—			
そ の 他 の 負 債	21	41			
賞 与 引 当 金	37	34			
役 員 賞 与 引 当 金	—	—			
退 職 給 付 引 当 金	12	—			
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	84	61			
睡眠預金払戻損失引当金	4	3			
偶 発 損 失 引 当 金	6	5			
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—			
金融商品取引責任準備金	—	—			
繰 延 税 金 負 債	—	—			
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	—	—			
債 務 保 証	185	202			
負 債 の 部 合 計	150,478	154,319			

〈注記事項〉

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～39年
その他	2年～45年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した融資部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は937百万円です。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により費用処理

当金庫は複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)	
年金資産の額	1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,807,426百万円
差引額	△ 66,857百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和4年3月分)	0.1050%
③補足説明	

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円[及び別途積立金95,760百万円]であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金18百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
投資信託の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の各銘柄ごとに「有価証券利息配当金」に計上しております。
なお、当事業年度は計上しておりません。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金

(1)当事業年度に係る計算書類に計上した額	
貸倒引当金	1,374百万円
(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	

①算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

②主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分に係る財務における貸出先の将来の業績見通し」は、新型コロナウイルス感染症等の影響を含め、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業況変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 977百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 1,659百万円
17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 1,148百万円 |
| 危険債権額 | 1,375百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | －百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 14百万円 |
| 合計額 | 2,537百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、186百万円であります。
19. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- 内国為替、敦賀市公金取扱事務等の取引の担保として、預け金 2,000百万円
- 日銀歳入代理事務の担保として、貸借対照表計上額で有価証券 105百万円
- また、その他の資産には、保証金21百万円が含まれております。

20. 出資1口当たりの純資産額 11,728円49銭

21. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、当金庫貸付事務取扱規程及び信用リスク管理規程等に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に開催される経営陣による融資常務会において審議・報告を行っております。また、理事会では大口貸出案件の審議を行うほか、大口貸出状況等与信管理に係る重要事項について報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引を内包する債券におけるカウンターパーティーリスクに関しては、総務部及び総合企画室において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利変動リスクを管理しております。リスクに関する規程・要領において、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており理事会において決定されたリスク管理に関する方針に基づきALM会議・リスク管理会議において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次・四半期ベースでALM会議・リスク管理会議に報告を行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有は、資金運用基準に基づき行われております。購入に当たっては事前審査、購入限度額の設定のほか継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫で保有している有価証券の多くは純投資を目的としており、発行体の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総務部・総合企画室を通じ、常務会・ALM会議・リスク管理会議において随時及び定期的に報告を行っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」「有価証券」「貸出金」「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは共分散行列法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和5年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で2,582百万円です。

なお、当金庫では算出したVaR(保有期間1日、信頼区間99%、観測期間5年)と実際の損益を比較するバックテストングを有価証券に対して実施しており計測手法の有効性を確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫の資金調達手段は主としてお客様からの預金であり、他の手段による調達は必要性がないため考慮しておりません。日々の預金残高や大口入出金情報、預け金及び有価証券残高管理により資金繰りを含めた流動性管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

2.2. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	31,698	31,817	119
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,476	5,995	△480
その他有価証券	71,562	71,562	—
(3) 貸出金(*1)	48,338	—	—
貸倒引当金(*2)	△1,374	—	—
	46,964	47,653	689
金融資産計	156,700	157,027	328
(1) 預金積金	153,854	153,813	△41
金融負債計	153,854	153,813	△41

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格及び取引金融機関から提示された基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については2.3. から2.5. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を市場金利で割り引いて時価を算定しております。また、当金庫が行う貸出金においての信用スプレッド相当額として、自己査定の結果に基づく貸倒引当金を控除し、当該価額をもって時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	35
信金中央金庫出資金(*2)	558
その他出資金(*2)	1
合 計	594

(*1) 非上場株式及び出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	8,000	9,620	5,500	1,500
有価証券				
満期保有目的の債券	100	977	1,299	4,100
その他有価証券のうち満期があるもの	2,696	18,310	29,700	21,093
貸出金(*)	10,068	15,197	10,197	9,279
合 計	20,866	44,104	46,696	35,973

(*) 貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	140,772	13,062	1	17
合 計	140,772	13,062	1	17

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、28. まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	100	100	0
	小 計	100	100	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	6,376	5,895	△480
	小 計	6,376	5,895	△480
合 計		6,476	5,995	△480

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	229	187	42
	債券	10,750	10,607	142
	国債	579	573	5
	地方債	1,860	1,834	26
	短期社債	—	—	—
	社債	8,309	8,199	110
	その他	4,903	4,697	206
	小 計	15,883	15,491	391
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	245	289	△43
	債券	41,642	42,990	△1,348
	国債	3,000	3,169	△169
	地方債	792	810	△18
	短期社債	—	—	—
	社債	37,850	39,010	△1,160
	その他	13,790	14,734	△943
	小 計	55,679	58,014	△2,335
合 計		71,562	73,506	△1,943

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	179	32	—
債券	2,945	43	54
国債	2,745	43	53
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	200	0	0
その他	2,893	87	0
合 計	6,018	163	54

25. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、70百万円(うち、社債65百万円、株式5百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を、①時価が取得原価又は償却原価(以下「取得原価等」という。)の50%相当額を下回った場合(損失率50%以上)②時価が取得原価等の70%相当額を下回った場合(損失率30%以上)に分け、①は評価差額を減損処理し②は当庫「資産査定基準(有価証券・その他の資産)」に規定した時価の回復の可能性の判断基準に基づき、回復の可能性がないものについて減損処理を行うこととしております。

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,436百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが8,178百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金及び貸出金償却額	573百万円
減価償却損金算入限度超過額	53百万円
その他	654百万円
繰延税金資産小計	1,281百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,219百万円
評価性引当額小計	△1,219百万円
繰延税金資産合計	61百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	一百万円
繰延税金負債の純額	61百万円

28. 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	1,844	1,829
資金運用収益	1,357	1,445
貸出金利息	764	734
預け金利息	38	59
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	540	637
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	13	13
役員取引等収益	184	187
受入為替手数料	91	85
その他の役員収益	93	102
その他業務収益	133	86
外国為替売買益	0	0
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	89	55
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	43	30
その他経常収益	168	110
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	2	0
株式等売却益	151	108
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	14	1
経常費用	1,717	1,571
資金調達費用	7	6
預金利息	6	5
給付補填備金繰入額	0	0
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	—	—
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役員取引等費用	129	123
支払為替手数料	22	18
その他の役員費用	107	105

(単位：百万円)

科 目	令和 3 年度	令和 4 年度
そ の 他 業 務 費 用	1	119
外 国 為 替 売 買 損	—	—
商 品 有 価 証 券 売 買 損	—	—
国 債 等 債 券 売 却 損	0	54
国 債 等 債 券 償 還 損	—	—
国 債 等 債 券 償 却	—	65
金 融 派 生 商 品 費 用	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	1	0
経 費	1,176	1,143
人 件 費	754	704
物 件 費	377	395
税 金	44	43
そ の 他 経 常 費 用	402	179
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	384	170
貸 出 金 償 却	—	0
株 式 等 売 却 損	—	—
株 式 等 償 却	14	5
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
そ の 他 資 産 償 却	—	—
そ の 他 の 経 常 費 用	3	3
経 常 利 益 (又は経常損失)	126	258
特 別 利 益	0	—
固 定 資 産 処 分 益	0	—
負 の の れ ん 発 生 益	—	—
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	—	1
固 定 資 産 処 分 損	—	1
減 損 損 失	—	—
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益 (又は税引前当期純損失)	126	256
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	22	50
法 人 税 等 調 整 額	△9	14
法 人 税 等 合 計	12	65
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)	113	191
繰 越 金 (当期首残高)	651	455
… 積 立 金 取 崩 額	—	—
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又は当期未処理損失金)	764	646

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額359円89銭。

◆ ◆ 剰余金処分計算書 ◆ ◆

(単位：百万円)

科 目	令和 3 年度	令和 4 年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	7 6 4	6 4 6
積 立 金 取 崩 額	—	—
剰 余 金 処 分 額	3 0 9	3 0 8
利 益 準 備 金	1	1
出 資 対 する 配 当 金	7	7
特 別 積 立 金	3 0 0	3 0 0
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	4 5 5	3 3 7

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

◆ 税効果会計

- イ. 適用時期は「税効果会計に関する実務指針」に基づいて、平成11年4月1日以後に開始する事業年度より強制適用されております。
- ロ. 会計上と税務上で収益・費用または資産・負債の確認時点の相違から金額に差異がある場合、これまではその差額の税額への影響が貸借対照表、損益計算書に反映されませんでした。税効果会計が適用されることにより当期の納付すべき法人税等が適切に計上されます。
- ハ. 税効果相当額（会計上と税務上の差額に実効税率を乗じた金額）は、将来の納付税額の計算上減額されることとなるため、その原因の生じた当期に「繰延税金資産」を計上するとともに、損益計算書に「法人税等調整額」として法人税等から減額することとなっています。

信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、第92期事業年度の計算書類、即ち、貸借対照表、損益計算書並びにその付属明細書について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、適法である旨の監査報告書をいただいております。

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和5月6月16日

敦賀信用金庫

理事長 **坊 栄二**

事業の状況

預 金

当期の預金は、個人定期性預金が前期比2,187百万円減少しましたが、同普通預金が前期比3,407百万円増加したことから、全体では前期比973百万円増加しました。

また、一般法人預金において流動性預金、定期性預金の増加により前期比1,052百万円の増加、公金預金は定期預金の増加により前期比1,873百万円の増加、法人預金全体では前期比2,823百万円増加しました。

以上から、期末残高は153,854百万円、前期比3,795百万円、2.52%の増加となりました。

科目別預金残高（平均残高）

（単位：百万円・%）

科 目	令和3年度（構成比）	令和4年度（構成比）
当 座 預 金	4,166（2.7）	4,511（2.9）
普 通 預 金	66,611（44.5）	70,514（45.6）
貯 蓄 預 金	691（0.4）	689（0.4）
通 知 預 金	218（0.1）	191（0.1）
そ の 他 の 預 金	500（0.3）	529（0.3）
（ 流 動 性 預 金 ）	（ 72,187 ）（48.2）	（ 76,436 ）（49.5）
定 期 預 金	71,230（47.6）	71,964（46.6）
定 期 積 金	6,091（4.0）	5,897（3.8）
（ 定 期 性 預 金 ）	（ 77,322 ）（51.7）	（ 77,861 ）（50.4）
合 計	149,510（100.0）	154,298（100.0）
譲 渡 性 預 金	—	—

定期預金金利区分別残高（期末残高）

（単位：百万円）

区 分	令和3年度	令和4年度
固 定 金 利 定 期 預 金	71,100	71,273
変 動 金 利 定 期 預 金	8	11
そ の 他 の 定 期 預 金	—	—
合 計	71,108	71,285

預金者別預金残高（期末残高）

（単位：百万円・%）

区 分	令和3年度（構成比）	令和4年度（構成比）
個 人	117,846（78.5）	118,819（77.2）
一 般 法 人	26,070（17.3）	27,122（17.6）
金 融 機 関 ・ 公 金	6,142（4.0）	7,912（5.1）
合 計	150,059（100.0）	153,854（100.0）

※ 本ページ以降の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

貸出金

当期の貸出金は、事業性において、学術研究・専門・技術サービス業が157百万円(20.5%)減少、製造業が122百万円(4.3%)減少、不動産業が101百万円(2.4%)減少したものの、金融業・保険業が297百万円(18.9%)増加、卸売業・小売業が238百万円(5.7%)増加、生活関連サービス業・娯楽業が202百万円(42.3%)増加したこと等から、事業性全体では522百万円(1.9%)増加しました。

貸出金全体では、地方公共団体が266百万円(5.0%)減少したものの、事業性が522百万円(1.9%)増加、個人が752百万円(5.2%)増加したことから、全体では、1,009百万円(2.1%)の増加となりました。

科目別貸出残高(平均残高)

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
割 引 手 形	364	202
手 形 貸 付	3,185	3,030
証 書 貸 付	42,920	42,278
当 座 貸 越	1,874	2,244
合 計	48,343	47,754

貸出金使途別残高(期末残高)

(単位：百万円・%)

区 分	令和3年度(構成比)	令和4年度(構成比)
設 備 資 金	21,373 (45.2)	21,927 (45.4)
運 転 資 金	25,956 (54.8)	26,411 (54.6)
合 計	47,329 (100.0)	48,338 (100.0)

消費者ローン・住宅ローン(期末残高)

(単位：百万円)

種 別	令和3年度	令和4年度
消 費 者 ロ ー ン	2,321	2,352
住 宅 ロ ー ン	11,050	11,222
カ ー ド ロ ー ン	440	412
合 計	13,811	13,986

貸出金担保種類別残高(期末残高)

(単位：百万円)

種 別	令和3年度	令和4年度
当 金 庫 預 金 積 金	321	307
有 価 証 券	—	—
動 産	50	—
不 動 産	7,433	7,366
そ の 他	—	—
小 計	7,804	7,673
信用保証協会・信用保険	13,773	13,476
保 証	5,113	5,871
信 用	20,639	21,318
合 計	47,329	48,338
債 務 保 証 見 返	185	202

代理貸付残高（期末残高）

（単位：百万円）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
信 金 中 央 金 庫	5	2
日 本 政 策 金 融 公 庫	24	23
独立行政法人 住宅金融支援機構	1,557	1,435
独立行政法人 福祉医療機構	7	6
合 計	1,593	1,466

貸出金金利別残高（期末残高）

（単位：百万円）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度
固 定 金 利 貸 出 金	20,286	20,693
変 動 金 利 貸 出 金	27,043	27,645
合 計	47,329	48,338

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合（期末先数・期末残高）

（単位：先・百万円・％）

業 種 区 分	令和 3 年度			令和 4 年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	67	2,836	6.0	66	2,714	5.6
農業・林業	5	61	0.1	6	206	0.4
漁 業	2	7	0.0	2	6	0.0
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	236	8,011	16.9	238	7,971	16.5
電気・ガス・熱供給・水道業	2	7	0.0	2	6	0.0
情報通信業	2	16	0.1	4	20	0.1
運輸業・郵便業	18	1,197	2.5	22	1,124	2.3
卸売業・小売業	159	4,154	8.8	158	4,392	9.1
金融業・保険業	9	1,573	3.3	10	1,870	3.9
不動産業	65	4,189	8.9	62	4,088	8.5
物品賃貸業	8	228	0.5	7	181	0.4
学術研究・専門・技術サービス業	17	767	1.6	16	610	1.3
宿泊業	18	750	1.6	17	694	1.4
飲食業	88	1,435	3.0	93	1,590	3.3
生活関連サービス業・娯楽業	38	478	1.0	48	680	1.4
教育・学習支援業	3	62	0.1	3	50	0.1
医療・福祉	28	903	1.9	28	972	2.0
その他サービス	42	977	2.1	45	999	2.1
小 計	807	27,651	58.4	827	28,173	58.3
地方公共団体	4	5,350	11.3	6	5,084	10.5
個 人	3,280	14,328	30.3	3,153	15,080	31.2
合 計	4,091	47,329	100.0	3,986	40,338	100.0

（注）業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※ 以下の項目は内容が重複するため「単体における事業年度の開示事項」に掲載いたしました。

- ・「貸倒引当金期末残高及び期中増減額」は
後掲の「信用リスクに関する事項 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」を、
- ・「貸出金償却額」は、
後掲の「信用リスクに関する事項 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等」を、ご覧ください。

信用金庫法開示債権（リスク管理債権） 及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位:百万円）

表示区分	令和3年度	令和4年度	前期比
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	711	1,148	436
② 危険債権	1,435	1,375	△60
③ 要管理債権	299	14	△285
三月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	299	14	△285
小計 (A) = ①+②+③	2,446	2,537	91
正常債権	45,103	46,040	937
総与信額 (B)	47,550	48,578	1,028
(A)に対する担保・保証等	1,055	1,132	77
貸倒引当金	個別貸倒引当金	1,068	1,321
	一般貸倒引当金	72	5
保 全 額 (C)	2,195	2,459	264
保 全 率 (D) = (C) / (A)	89.51%	96.92%	7.41
不良債権比率 (E) = (A) / (B)	5.16%	5.22%	0.06

（注）

1. 「金融再生法開示債権」とは、貸出金と債務保証見返、未収利息及びこれらに関する仮払金を対象です。
2. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
3. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
4. 「要管理債権」とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
5. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」並びに「危険債権」に該当しない貸出金です。
6. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」並びに「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
7. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
8. なお、上記債権額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額やすでに引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
9. 「担保・保証額」は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。

有価証券

商品有価証券の種類別の平均残高

該当する取引はありません。

有価証券の残存期間別残高

令和3年度

(単位：百万円)

残高(貸借対照表価額)	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	3,132	—	3,132
地方債	—	—	—	—	314	2,409	—	2,723
公団・公社債	85	168	70	171	8	837	—	1,342
金融債	600	399	—	—	98	—	—	1,098
事業債	1,597	2,385	5,516	7,283	14,188	7,905	—	38,876
社債計	2,282	2,954	5,586	7,455	14,295	8,743	—	41,318
株式	—	—	—	—	—	—	552	552
外国証券(円貨債)	100	600	398	99	96	197	—	1,493
外国証券(ユーロ円債)	1,103	2,473	1,999	1,796	1,859	8,438	—	17,670
外国証券計	1,203	3,073	2,397	1,896	1,956	8,636	—	19,163
その他	—	185	—	305	819	—	4,361	5,672
合計	3,486	6,213	7,984	9,657	17,386	22,921	4,913	72,563

令和4年度

(単位：百万円)

残高(貸借対照表価額)	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	3,579	—	3,579
地方債	—	—	—	207	203	2,242	—	2,653
公団・公社債	97	117	170	30	—	803	—	1,220
金融債	300	99	399	—	96	—	—	895
事業債	500	4,419	8,767	8,056	15,386	6,911	—	44,043
社債計	898	4,637	9,338	8,087	15,482	7,715	—	46,159
株式	—	—	—	—	—	—	510	510
外国証券(円貨債)	499	299	395	193	188	100	—	1,676
外国証券(ユーロ円債)	1,296	2,209	2,288	2,429	1,364	8,567	—	18,155
外国証券計	1,796	2,508	2,684	2,622	1,553	8,667	—	19,831
その他	82	81	6	811	213	—	4,142	5,338
合計	2,776	7,227	12,029	11,728	17,453	22,204	4,653	78,074

有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

種別	令和3年度	令和4年度
国債	1,641	4,351
地方債	2,740	2,628
短期社債	—	—
社債	39,552	44,835
株式	478	544
外国証券	18,492	19,866
その他の証券	4,165	5,974
合計	67,071	78,199

売買目的有価証券

該当する取引はありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当する取引はありません。

規則第102条第1項第5号に掲げる取引

該当する取引はありません。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 別	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	そ の 他	599	606	6	100	100	0
	小 計	599	606	6	100	100	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	そ の 他	5,077	4,849	△227	6,376	5,895	△480
	小 計	5,077	4,849	△227	6,376	5,895	△480
合 計		5,676	5,455	△220	6,476	5,995	△480

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 別	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	266	246	19	229	187	42
	債 券	19,194	18,851	342	10,750	10,607	142
	国 債	331	299	32	579	573	5
	地方債	2,325	2,281	43	1,860	1,834	26
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	16,537	16,270	266	8,309	8,199	110
	そ の 他	8,245	7,947	297	4,903	4,697	206
小 計	27,705	27,046	659	15,883	15,491	391	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	248	284	△35	245	289	△43
	債 券	27,980	28,392	△412	41,642	42,990	△1,348
	国 債	2,801	2,858	△57	3,000	3,169	△169
	地方債	398	400	△1	792	810	△18
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	24,780	25,134	△353	37,850	39,010	△1,160
	そ の 他	10,914	11,357	△442	13,790	14,734	△943
小 計	39,144	40,035	△891	55,679	58,014	△2,335	
合 計	66,849	67,081	△231	71,562	73,506	△1,943	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	37	35
合 計	37	35

金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託
該当する取引はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託
該当する取引はありません。
3. その他の金銭の信託
該当する取引はありません。

退職給付会計

1. 採用している退職給付制度の概要

退職給付会計は、退職給付の支給方法や退職給付の積立方法の違いに関係なく、一定期間の労働対価等の事由に基づき、企業が将来負担すべき退職給付額のうち、期末までに発生している部分を退職給付に関する債務として財務諸表に計上するものです。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
退職給付債務 (A)	607,054	511,150
年金資産 (B)	715,256	625,168
前払年金費用 (C)	—	9,045
未認識過去勤務債務 (D)	△ 55,846	△ 49,402
未認識数理計算上の差異 (E)	△ 65,025	△ 55,570
その他(会計基準変更時差異の未処理額) (F)	—	—
退職給付引当金 (A - B - C - D - E - F)	12,670	—

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
勤務費用 (A)	34,122	29,585
利息費用 (B)	1,311	1,699
期待運用収益 (C)	△ 10,293	△ 10,728
過去勤務債務の費用処理額 (D)	△ 6,443	△ 6,443
数理計算上の差異の費用処理額 (E)	3,460	△ 13,395
会計基準変更時差異の費用処理額 (F)	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等) (G)	—	—
退職給付費用 (A + B + C + D + E + F + G)	22,156	717

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	令和3年度	令和4年度
① 割引率	0.20%	0.28%
② 期待運用収益率	1.50%	1.50%
③ 退職給付見込額の期間配分方法	期 間 定 額 基 準	
④ 過去勤務債務の額の処理年数	10年(発生年度の職員の平均残存期間内の一定の年数による定額法による)	
⑤ 数理計算上の差異の処理年数	10年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定率法により、翌期から費用処理する)	
⑥ 会計基準変更時差異の処理年数	5年	

損益の状況

当期の資金運用収益について、貸出金利息は減収となりましたが、有価証券運用増加等により有価証券利息配当金が増収、預け金利回りに上昇により預け金利息が増収となったことから資金運用収益全体では前期比87百万円増収となる1,445百万円となりました。資金調達費用は預金利息の利回り低下等により前期比1百万円減少し6百万円となりました。この結果、収支は前期比88百万円増益となる1,438百万円の計上となりました。

役務取引等収支は、受入為替手数料が減少しましたが、その他の役務取引等収益が増加、支払為替手数料、その他の役務取引等費用が減少したことから前期比9百万円増加となる64百万円の計上となりました。

その他業務収支は、前期比165百万円減益となる△33百万円の計上となりました。

以上から業務粗利益は前期比67百万円減益の1,469百万円となり、業務純益は前期比15百万円減益となる435百万円の計上となりました。

また、臨時収益が減少しましたが臨時費用が大きく減少したことから経常利益は前期比131百万円増益となる258百万円の計上となりました。

なお、当期純利益は前期比77百万円の増益となる191百万円の計上となりました。

業務純益

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
業務純益	451,218	435,958
実質業務純益	376,427	327,936
コア業務純益	286,633	392,604
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	258,733	392,604

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

業務粗利益

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	1,349	1,438
資金運用収益	1,357	1,445
資金調達費用	7	6
役務取引等収支	55	64
役務取引等収益	184	187
役務取引等費用	129	123
その他業務収支	132	△33
その他業務収益	133	86
その他業務費用	1	119
業務粗利益	1,537	1,469
業務粗利益率	0.99%	0.91%

- (注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和元年度一千円、令和2年度一千円)を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100

利益率

(単位：%)

項 目	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.08	0.15
総資産当期純利益率	0.07	0.11

- (注) 総資産経常(当期純)利益率＝経常(当期純)利益 ÷ 総資産(除く債務保証見返)平均残高 × 100

資金運用収支の内訳

区 分	平均残高 (百万円)		利 息 (千円)		利回り (%)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	155,158	160,858	1,357,323	1,445,036	0.87	0.89
うち貸出金	48,343	47,754	764,452	734,449	1.58	1.53
うち預け金	39,185	34,346	38,430	59,669	0.09	0.17
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	67,071	78,199	540,690	637,168	0.80	0.81
うちその他	558	558	13,749	13,749	2.46	2.46
資金調達勘定	149,516	154,301	7,449	6,365	0.00	0.00
うち預金積金	149,510	154,298	7,449	6,365	0.00	0.00
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—
うちその他	5	3	—	—	0.00	0.00

利 鞘

(単位：%)

項 目	令和3年度	令和4年度
資金運用利回	0.87	0.89
資金調達原価率	0.79	0.74
総資金利鞘	0.08	0.15

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	金 額	増 減	金 額	増 減
受 取 利 息	1,357,323	△ 8,963	1,445,036	87,713
うち貸出金	764,452	△ 62,131	734,449	△ 30,003
うち預け金	38,430	4,236	59,669	21,238
うち商品有価証券	—	—	—	—
うち有価証券	540,690	48,931	637,168	96,477
うちその他	13,749	0	13,749	0
支 払 利 息	7,449	△ 5,773	6,365	△ 1,083
うち預金積金	7,449	△ 5,773	6,365	△ 1,083
うち譲渡性預金	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—
うちその他	—	—	—	—

その他の諸比率

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度	
預 貸 率	期 末 %	31.54	31.41
	期 中 平 残 %	32.33	30.94
預 証 率	期 末 %	48.35	50.74
	期 中 平 残 %	44.86	50.68
役職員一人当り	預 金 残 高	1,485	1,602
	貸 出 金 残 高	468	503
一 店 舗 当 り	預 金 残 高	18,757	19,231
	貸 出 金 残 高	5,916	6,042

(注) 預貸率=貸出金残高 ÷ (預金積金+譲渡性預金) × 100
 預証率=有価証券残高 ÷ (預金積金+譲渡性預金) × 100

単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円, %)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,006	8,191
うち、出資金及び資本剰余金の額	265	266
うち、利益剰余金の額	7,748	7,932
うち、外部流出予定額(△)	7	7
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	154	46
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	154	46
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,161	8,237
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	18	16
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	18	16
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	9
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

特定項目に係る 15 パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に 関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に 関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	18	25
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ)	8,142	8,211
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		67,872	66,840
うち、経過措置等によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		△ 1,290	△ 1,140
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		△ 1,290	△ 1,140
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額		2,700	2,753
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	70,572	69,594
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))		11.53%	11.79%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 8 9 条第 1 項において準用する銀行法第 1 4 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 1 8 年金融庁告示第 2 1 号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

自己資本は、コア資本で構成されています。令和 4 年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てている以外のものは、基礎項目では地域のお客様からお預かりしている出資金が該当します。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスクアセット	所要自己資本額	リスクアセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	67,872	2,714	66,840	2,673
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	64,968	2,598	64,411	2,576
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	106	4	97	3
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	9,877	395	9,503	380
法人等向け	32,242	1,289	33,785	1,351
中小企業等向け及び個人向け	7,847	313	6,691	267
抵当権付住宅ローン	1,291	51	1,117	44
不動産取得等事業向け	7,612	304	7,587	303
三月以上延滞等	151	6	154	6
取立未済手形	3	0	3	0
信用保証協会等による保証付	131	5	128	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	568	22	512	20
出資等のエクスポージャー	568	22	512	20
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	5,135	205	4,831	193
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,150	86	1,900	76
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	558	22	558	22
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	192	7	170	6
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	2,235	89	2,202	88
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③-1. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
③-2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	4,193	167	3,569	142
ルック・スルー方式	4,193	167	3,569	142
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,290	△ 51	△ 1,140	△ 45
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,700	108	2,753	110
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	70,572	2,822	69,594	2,783

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことである。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から、「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことである。
4. 当金庫は基礎的手法により、オペレーショナルリスク相当額を算出しています。

オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法)の算定方法	粗利益(直近3年間のうちの正の値の合計額)×15% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
---------------------------------	----------------------------------------------------

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させております。自己資本比率は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	区分 年度		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3カ月以上延滞エクスポージャー	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		令和3年度
国内	140,656	142,888	47,456	48,475	47,174	52,392	—	—	432	879
国外	19,163	19,831	—	—	19,163	19,831	—	—	—	—
地域別合計	159,820	162,720	47,456	48,475	66,338	72,224	—	—	432	879
製造業	18,219	21,418	2,899	2,824	15,068	17,863	—	—	26	493
農業、林業	114	256	78	222	—	—	—	—	36	34
漁業	52	47	52	47	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	10,043	10,527	8,499	8,552	1,394	1,868	—	—	97	46
電気・ガス・熱供給・水道業	6,137	6,751	6	5	6,097	6,746	—	—	—	—
情報通信業	599	770	47	50	497	695	—	—	—	—
運輸業、郵便業	7,672	7,561	1,232	1,160	6,360	6,303	—	—	—	—
卸売業、小売業	8,547	9,245	4,342	4,603	4,172	4,595	—	—	17	31
金融業、保険業	54,441	51,567	1,590	1,889	16,337	17,353	—	—	—	—
不動産業	11,367	11,155	4,310	4,196	6,637	6,587	—	—	174	173
物品賃貸業	230	182	230	182	—	—	—	—	—	—
各種サービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	781	621	781	621	—	—	—	—	—	—
宿泊業	789	742	789	732	—	—	—	—	—	10
飲食業	1,611	1,777	1,575	1,749	—	—	—	—	36	28
生活関連サービス業、娯楽業	730	1,024	730	1,024	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	83	75	83	75	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	1,036	1,105	1,036	1,105	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	1,604	1,719	1,007	1,024	597	695	—	—	—	—
国・地方公共団体等	14,524	14,600	5,349	5,085	9,175	9,515	—	—	—	—
個人	12,854	13,379	12,810	13,319	—	—	—	—	44	60
その他	8,365	8,177	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	159,820	162,720	47,456	48,475	66,338	72,224	—	—	432	879
1年以下	11,332	11,558	7,846	8,864	3,486	2,694	—	—	—	—
1年超3年以下	11,626	10,491	5,598	3,346	6,028	7,145	—	—	—	—
3年超5年以下	12,116	16,773	4,132	4,751	7,984	12,022	—	—	—	—
5年超7年以下	14,372	15,498	5,021	4,581	9,351	10,917	—	—	—	—
7年超10年以下	24,253	26,040	7,687	8,801	16,566	17,239	—	—	—	—
10年超	39,905	40,157	16,984	17,953	22,921	22,204	—	—	—	—
期間の定めのないもの	46,211	42,196	185	175	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	159,820	162,720	47,456	48,475	66,338	72,224	—	—	432	879

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している与信先に対するエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難な投資信託等を計上しております。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当 増 加 額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	229	154	—	229	154
	令和4年度	154	46	—	154	46
個別貸倒引当金	令和3年度	634	1,068	25	608	1,068
	令和4年度	1,068	1,327	19	1,049	1,327
合 計	令和3年度	863	1,222	25	838	1,222
	令和4年度	1,222	1,374	19	1,203	1,374

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
製造業	46	510	510	507	—	—	46	510	510	507	—	—
農業、林業	21	19	19	18	—	—	21	19	19	18	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	240	250	250	264	1	10	239	240	250	264	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	122	92	92	86	21	2	101	89	92	86	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	119	111	111	142	—	—	119	111	111	142	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	2	2	2	—	—	1	2	2	2	—	—
宿泊業	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	—	—
飲食業	49	52	52	277	—	5	49	46	52	277	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	7	6	6	3	—	—	7	6	6	3	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	20	18	18	18	3	—	17	18	18	18	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	634	1,068	1,068	1,327	25	19	608	1,049	1,068	1,327	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスクの分散のほか、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など様々な角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣による各種委員会等を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣による審議により与信運営にかかる妥当性の検証を実施することで、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定マニュアル」および「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分毎に算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常づ先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先、及び破綻先に区分された債務者個々に債権の回収見込みを調査し、回収不能額を見積もり算出しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	500	22,319	500	22,243
10%	—	2,541	—	2,386
20%	16,081	34,419	26,724	31,351
35%	800	3,705	800	2,285
50%	36,881	287	35,652	781
70%	500	—	400	—
75%	—	5,993	—	6,404
100%	6,340	28,728	5,714	28,017
120%	100	—	100	—
150%	—	26	—	40
250%	—	376	—	368
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	159,603		163,769	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

- 国内企業向けエクスポージャー R & I社・JCR社
- 外国企業向けエクスポージャー S & P社・Moody's社
- 外国政府及び外国中央銀行向けエクスポージャー カントリー・リスク・スコア

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	417	410	8,133	9,932
① ソブリン向け	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—
③ 法人等向け	114	129	71	56
④ 中小企業等・個人向け	301	273	7,965	8,203
⑤ 抵当権付住宅ローン	—	—	85	1,670
⑥ 不動産取得等事業向け	1	4	—	—
⑦ 三月以上延滞等	—	3	10	1

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。従って、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「貸付事務取扱規程」等により適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証等に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、当金庫が定める「貸付事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅡで定められた信用リスク削減手法として、適格金融資産担保、貸出金と自金庫預金の相殺、保証を用いています。そのうち適格金融資産担保には自金庫預金積金が該当し、保証には、独立行政法人住宅金融支援機構、一般社団法人しんきん保証基金、三菱UFJニコス株式会社、株式会社クレディセゾン、株式会社信金ギャランティ、全国保証株式会社の保証が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手が支払不能になることによって損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

信用リスクへの対応としては当金庫が定めた「デリバティブ取引基準」にて各取引先ごとのクレジットラインを設定することにより管理しております。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ. 投資家の場合

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては有価証券投資の一環として購入したもののみであります。

当該証券投資に係るリスクの認識については、市場動向、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定めた「資金運用基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど適正な運用・管理を行っています。

なお、オリジネーター業務については、中小企業者の資金調達の一手段としての位置付けと捉えております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「資金運用基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

- ・国内企業向けエクスポージャー R & I 社・J C R 社
- ・外国企業向けエクスポージャー S & P 社・M o o d y ' s 社

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	2,399	2,399	1,637	1,637
非 上 場 株 式 等	4,383	—	4,211	—
合 計	6,783	2,399	5,849	1,637

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
売 却 益	151	108
売 却 損	—	—
償 却	8	5

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	△168	△469

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	—	—

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価額を日々把握するとともに、運用状況に応じて常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用基準」に基づいた適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「資金運用基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(8) オペレーショナル・リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであるとの認識のもと、組織体制、管理の仕組みを整備しリスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱マニュアル」等の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」等に基づき、管理すべきリスクの所在・種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

オペレーショナル・リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理会議等におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣により理事会等において報告する態勢を整備しております。

② オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

(9) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	5,581	5,583
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(10) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

I R R B B 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ E V E		Δ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,860	5,458	536	474
2	下方パラレルシフト	0	0	31	37
3	スティープ化	4,581	4,300		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,860	5,458	536	474
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,211		8,142	

(注) 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度について定期的に計測を行い、ALM会議等で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

金利リスク算定的前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
 - ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：1.25年
 - ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期：5年
 - ・流動性預金への満期の割当て方法及びその前提：金融庁が定める保守的な前提
 - ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提：金融庁が定める保守的な前提
 - ・複数の通貨の集計方法及びその前提：通貨別に算出した金利リスクの正の値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
 - ・スプレッドに関する前提：割引金利についてはリスクフリーレートを使用しています。
 - ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ に重大な影響を及ぼすその他の前提：内部モデルは使用していません。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明：当期の重要性テスト（金利リスク($\Delta E V E$)/自己資本の額)は基準値である20%を超過しております。
- ② 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該リスクに関する事項
 - ・統合的リスク管理ではVaR(観測期間：5年、信頼区間：99%、保有期間：120日)によりリスク量を計測しており、信用リスクやその他のリスクと共にリスク資本配賦のなかで、許容可能な水準に収まるように管理し四半期毎に開催されるリスク管理会議に報告しております。

主な手数料一覧

預金関係

(消費税を含んでおります)

手数料の種類	項目	金額(円)
再発行	キャッシュカード(盗難除く)	1枚 1,100
	通帳・証書・出資証券(盗難除く)	1通 1,100
手形・小切手	自己宛小切手の発行	1枚 550
	約束手形帳	1冊(25枚) 2,750
	為替手形帳	1冊(50枚) 2,750
	小切手帳	1冊(50枚) 2,750

融資関係

(消費税を含んでおります)

手数料の種類	項目	金額(円)
カード発行	事業者カードローン(口座開設時)	1枚 1,100
カード再発行	ローンカード(盗難除く)	1枚 1,100
融資事務取扱	証書貸付実行手数料	1件 2,200
不動産担保取扱事務	事業資金・住宅・消費者ローン	1件 33,000
	追加・一部抹消・変更	1件 33,000
証明書発行	融資証明書	1件 22,000
	債務保証書	1件 1,100
その他の条件変更	住宅ローン関連	1件 11,000
	金利引下、債務者変更、返済方法変更	1件 22,000
手形貸付専用約束手形用紙		1枚 110
火災保険質権設定	公証役場確定日付手数料(700円含む)	1件 1,800
借入金利息支払証明書		1件 550

その他

(消費税を含んでおります)

手数料の種類	項目	金額(円)
諸証明書	残高証明書(自動発行)	1通 440
	残高証明書(随時発行)	1通 550
	住宅取得に係る年末残高証明書	1枚 無料
取引履歴照会	検索可能期間(過去15年分)	1枚(5枚まで) 880
		6枚以上1枚単位で 110
株式、出資金払込取扱	保管証明書発行を含む	1千万円以下 3,300
		5千万円以下 $2.5/1000 \times 1.1$
		1億円未満 $2.4/1000 \times 1.1$
		1億円以上 $2.3/1000 \times 1.1$
証券の保護預かり	窓口による国債等	1人当年間 1,320
夜間金庫	月額基本料金	1先 3,300
	入金袋貸与料(本店)	1袋 3,300
貸金庫	Aタイプ(本店)	年間 6,600
	Bタイプ()	" 7,700
	Cタイプ()	" 8,800
	自動Aタイプ(中央町)	" 7,700
	全自動タイプ(栗野)	" 13,200
	代理人カード発行	1枚 3,300
	カード再発行(盗難除く)	1枚 3,300
信託契約事務手数料	信託金額×1.0%	上限 55,000
	追加信託時×1.0%	" 55,000
補助金・助成金等作成支援(成功報酬)	補助金等交付確定額×5%×1.1 (算出後10,000円未満の場合は11,000円)	

(消費税を含んでおります。)

手数料の種類		金額(円)	
両替	1枚から 50枚	無料	
	51枚から 500枚	550	
	501枚から 1,500枚	1,100	
	1,501枚から 500枚毎に	550加算	
	休日	1枚から 500枚	1,100
		501枚から 500枚毎に	1,100加算
※現金の両替の場合 ・「新札」「汚損紙幣・硬貨」「記念硬貨・紙幣」を含みます。 ・一旦入金後の払戻しは両替の対象となります。 ・両替前の枚数または両替後の枚数のいずれか多い方の枚数といたします。 ※口座からの現金払戻しの場合(金種指定) ・金種または新札を指定しない払戻請求書は手数料無料となります。 ・金種には新札を指定しない一万円札は含みません。			
硬貨取扱	1枚から 100枚	無料	
	101枚から 500枚	550	
	501枚から 1,500枚	1,100	
	1,501枚から 500枚毎に	550加算	
	※硬貨を含む入金・振込・公共料金・税金等の取扱いが対象となります。 ※硬貨計数後にお客様の都合により手続きを取りやめる場合にも、原則手数料を頂戴します。 ※夜間金庫契約に基づく入金については無料となります。 ※硬貨を含む各種災害支援金・募金については無料となります。 ※一日に複数回、同時に複数件の硬貨の取扱いは合計枚数に応じた手数料となります。 ※店舗の繁忙状況等により、大量の硬貨の持ち込みをお断りする場合がございますので、事前に窓口にご相談ください。		

為替手数料

(消費税を含んでおります。)

手数料の種類		金額(円)		
振込	窓口利用	同一店舗内 (店舗内店舗含む)	3万円未満 220 3万円以上 440	
		当金庫本支店	3万円未満 330 3万円以上 550	
			他行庫	3万円未満 660 3万円以上 880
		ATM利用		同一店舗内
			当金庫本支店	3万円未満 110 3万円以上 330
				他行庫
	法人インターネットバンキング利用 HB(VALUX)利用 ※別途基本手数料が必要です。		同一店舗内	
			当金庫本支店	3万円未満 110 3万円以上 220
				他行庫
		代金取立	他金融機関への預金取立等の郵送が必要となるもの	
	電子交換	電子交換(福井県内の小切手は無料)	1枚 660	
		個別取立(電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など郵送が必要となるもの。)	1枚 1,100	

電子記録債権サービス「ご利用手数料」

(消費税を含んでおります。)

手数料の種類		項目	金額(円)
基本手数料	電子債権の発行をご利用の方	月間	無料
	上記以外のご利用の方	〃	無料
ご利用手数料	発生記録請求	でんさいネットに「発生記録」の請求を行う場合 (電子債権記録機関) (予約を含む)	1件 440
	譲渡記録請求	でんさいネットに「譲渡記録」の請求を行う場合 (電子債権記録機関) (予約及びでんさい割引を含む)	1件 220
	分割記録請求	でんさいネットに「分割記録」の請求を行う場合 (電子債権記録機関) (予約及びでんさい割引を含む)	1件 440

インターネットバンキングサービス

(消費税を含んでおります。)

手数料の種類		項目	金額(円)
法人インターネットバンキング	総合、給与、取引照会、都度振込	月間	1,650
	取引照会、都度振込	〃	1,100
個人インターネットバンキング	残高・入出金明細照会、振込・振替・税金・各種料金	〃	無料
HB(VALUX)	資金移動、ANSER含む	〃	1,650

(令和5年6月30日現在)

信用金庫法施行規則等に定める開示項目一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法及び信用金庫法施行規則等に基づいて作成しております。各項目は以下のページに掲載しています。

【信用金庫法施行規則第132条開示項目一覧】

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	14
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	14
(3) 会計監査人の名称	14
(4) 事務所の名称及び所在地	71
2. 金庫の主要な事業の内容	12
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	35
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	
① 経常収益	35
② 経常利益又は経常損失	35
③ 当期純利益又は当期純損失	35
④ 出資総額及び出資総口数	35
⑤ 純資産額	35
⑥ 総資産額	35
⑦ 預金積金残高	35
⑧ 貸出金残高	35
⑨ 有価証券残高	35
⑩ 単体自己資本比率	35
⑪ 出資に対する配当金	35
⑫ 職員数	35
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	54
イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	54
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	55
エ. 受取利息及び支払利息の増減	55
オ. 総資産経常利益率	54
カ. 総資産当期純利益率	54
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	47
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	47
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	48
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	48
ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	48
エ. 用途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	48
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	49
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	55
④ 有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分)の平均残高	51
イ. 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分)の残存期間別の残高	51
ウ. 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分)の平均残高	51
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	55

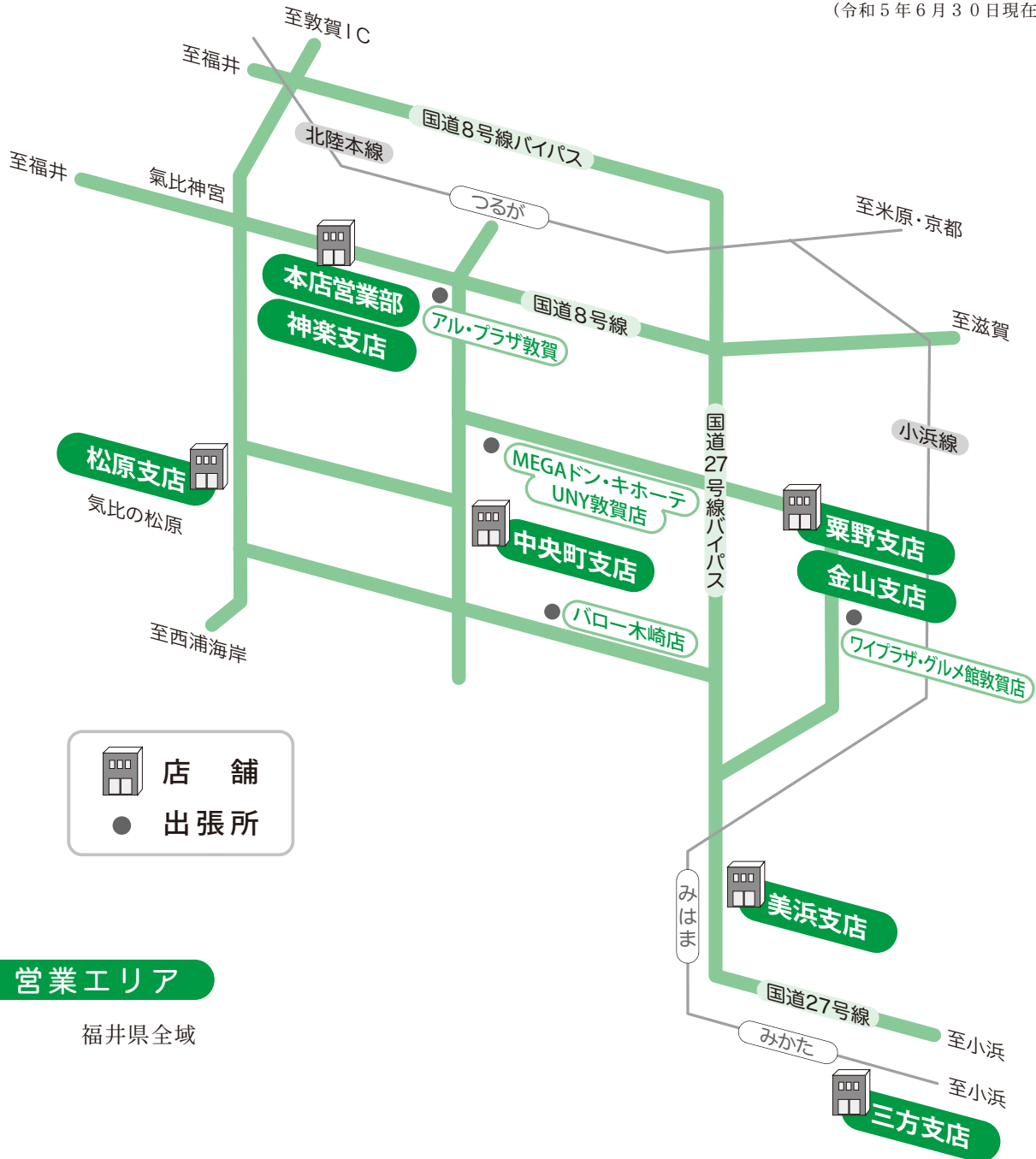
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	3・5～6
(2) 法令遵守の体制	3・7
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	31～34
(4) 金融A D R制度への対応	7
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	36～45
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金	50
② 危険債権に該当する貸出金	50
③ 要管理債権(三月以上延滞債権・貸出条件緩和債権)に該当する貸出金	50
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	56～66
(告示及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針) — パーゼルⅢ第3の柱に係る開示 —	
① 定性的な開示事項	
※次項②単体における事業年度の開示事項(定量的な開示事項)の各項目に併せて掲載しております。	
② 単体における事業年度の開示事項(定量的な開示事項)	
ア. 自己資本の構成に関する事項	56～57
イ. 自己資本の充実度に関する事項	58～59
ウ. 信用リスクに関する事項	59～61
エ. 信用リスク削減手法に関する事項	62
オ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	62
カ. 証券化エクスポージャーに関する事項	63
キ. 出資等エクスポージャーに関する事項	64
ク. オペレーショナル・リスクに関する事項(定性的開示)	65
ケ. 金利リスクに関する事項	66
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	51～52
② 金銭の信託	53
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	52
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	60
(6) 貸出金償却の額	60
(7) 金庫が信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	45
(8) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下「財務諸表」という)の適切性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認の記名	45

【金融機能再生法施行規則第4条開示項目一覧】

1. 資産の査定額	
(1) 破産更生債権及びこれに準ずる債権額	50
(2) 危険債権額	50
(3) 要管理債権(三月以上延滞債権・貸出条件緩和債権)額	50
(4) 正常債権額	50

店舗及び現金自動機一覧

(令和5年6月30日現在)



 店 舗
 出張所

営業エリア

福井県全域

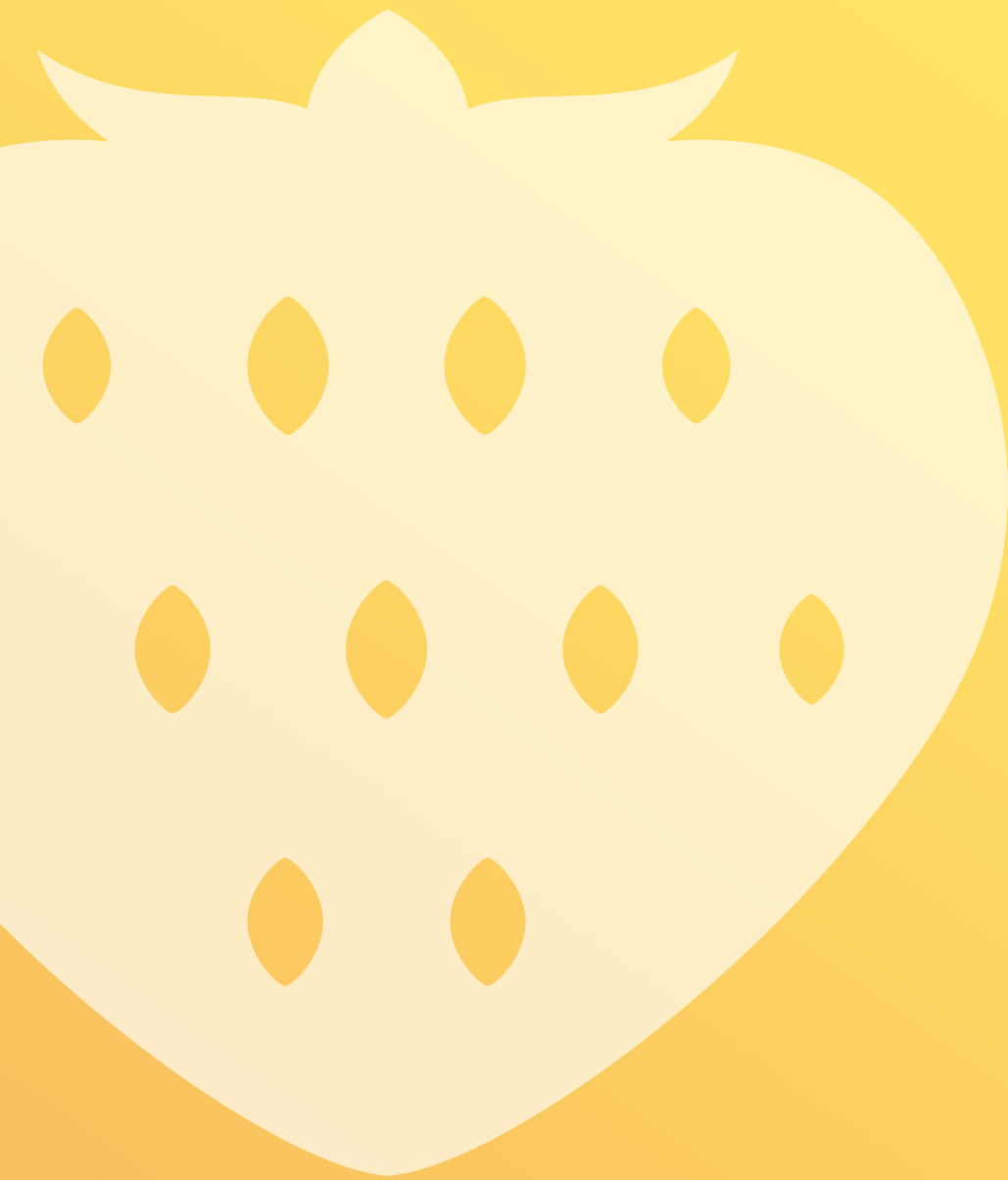
店 名	住 所	電話番号	現金自動機出張所
本店営業部	福井県敦賀市本町一丁目11-7	0770-22-3500 ☎ 0120-150996	アル・プラザ敦賀 MEGAドン・キホーテUNY敦賀店
神楽支店	” 本町一丁目11-7	0770-22-1550	パロー木崎店
松原支店	” 松島町29-18-1	0770-23-3215	ワイプラザ・グルメ館敦賀店
栗野支店	” 市野々町一丁目240	0770-23-4810	
金山支店	” 市野々町一丁目240	0770-25-7250	
中央町支店	” 中央町一丁目13-1	0770-24-0024	
美浜支店	福井県三方郡美浜町郷市13-4-1	0770-32-0104	
三方支店	福井県三方上中郡若狭町鳥浜49-31-1	0770-45-0072	

あったか 宣言

わたくしたちは
心をひらいて お聞きします
心をこめて お話します
心のそこから お応えします

敦賀信用金庫のシンボルマークは“いちご”です。

- 🍓 “いちご”は1年を通じどの季節でも目に付き、お子様からお年寄りまで誰でも知っていて、ほとんどの方が好物であるため、“敦賀信用金庫もこうありたい”という願いを込めています。
- 🍓 「一期(いちご)一会」の四文字熟語にかけて、“お客様との出会いを大切に”という思いを現しています。



この地域とともに
敦賀信用金庫

福井県敦賀市本町1丁目11番7号